

市区町村の支援業務のあり方
に関する検討ワーキンググループ
第5回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室

第5回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成28年12月21日（水）13:00～16:17

場 所：中央合同庁舎5号館共用第8会議室（19階）

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 市区町村における支援拠点の機能について
- (2) 児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて
- (3) 市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）について
- (4) その他

3. 閉 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、佐伯構成員から御欠席の御連絡、奥山眞紀子構成員から少し遅れる遅れとの御連絡をいただいております。

また、本日、他の用務等がございまして、事務局の出入りがありますことを御容赦いただければと思います。

それでは、これより先の議事は松本座長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○松本座長 こんにちは。お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

早速、議事に入りたいと思います。今日は4時までの3時間を予定しております。それでは、まず資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を付しておりますが、資料1～6、こちらの資料は資料4の追加資料といたしまして2種類ございます。あと、資料6の差し替え資料ということで1部、あと追加資料がございますので、そちらもプラスでお願いいたします。参考資料1～3でございます。

なお、参考資料3は、座長の御了解を得て、日本の子どもの未来を考える研究会の意見書を配付してございます。構成員限りではございますが、机上配付資料が2種類となっておりますので、御確認いただければと思います。資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

以上でございます。

○松本座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、今日の議事に入りたいと思います。今日の議事は3点ございます。それぞれ前回の第4回のワーキンググループで御議論いただいたところであります。

本日は、3時間ということで、特に支援拠点の機能と運営指針については一定の取りまとめということで進めていければと考えております。議事の2つ目については、岡山県の方からお話を伺うということでお願いいたしまして、倉敷児童相談所の薬師寺さんにおいでいただいておりますので、後で御紹介したいと思います。

早速、議事の1点目に入りたいと思います。前回、ここで御提案して御賛同いただきましたコアメンバーで少し詰めるという方法で、12月9日にコアメンバーの会議を開催して、かなり踏み込んだ形で議論いたしました。その結果についてここでお示しするということですが、その内容について、私は飛行機の雪の関係でコアメンバー会議の後半部分から入ることになりましたので、コアメンバー会議の議論の概要について、司会をしてくださいました井上座長代理の方から、まず御紹介いただければと思います。

○井上座長代理 井上でございます。

今、松本先生が言われたような状況がありましたので、私が最初の方を30分ぐらいのつもりがちょっと長くなってしまった司会でしたが、させていただきますので、御報告させていただきます。

お手元の机上配付の資料で井上が作ったものと、コアメンバー会合の主な意見というものとの2点、それから資料2-1、資料2-2をお手元に準備して見ていただければと思います。

最初、今お話したような状況がありましたので、本題の運営指針の方には入らずに、私が少し提案として出しました資料について話し合いをさせていただきました。私が作成しました資料の3番のところにあります「すくすくジャパン！子ども・子育て支援新制度」とか、『「子どもが心配」チェックシート』の資料、それから訪問型子ども家庭養育支援関係の文献等々をお示ししながらお話ししたという状況です。

その理由が、私の資料の裏のページの「4. まとめ」のところにちょっとあるのですが、今後のスケジュールの案のところ、この拠点に関しての考えを少し早目にまとめてなければいけないという気持ちがありましたということと、それから松本座長ともお話ししたのですが、現時点では既に行われている市区町村における子育て支援事業の確認もしましようということがありましたので、それに関係するものを提示させていただきました。

それと、資料としては平成28年11月に内閣府の子ども・子育て本部から出されています「すくすくジャパン！子ども・子育て支援新制度について」という資料をもとにしまして、その中に既にあります利用者支援事業とか、子育て支援員研修の体系などのものを出させていただきました。これは今日はお手元の資料にはありませんが、PDFで確認できますので、皆さん見ていただけますと参考になるのではないかと考えております。

現実にこの研修体系なども平成27年度から全国でされておまして、かなり重なる場所もありますので、そういったものも意識していただきたいと思いました。

それから、岡山県の今日お話しになります『「子どもが心配」チェックシート』についてですが、これに関しては市区町村のポピュレーション・アプローチから見たリスクアセスメント法のモデルとして、『「子どもが心配」チェックシート』を確認していただいて、具体的でこれは利用しやすいですねということがありましたので、今日松本先生にお願いしてヒアリングをしていただくようになりました。これは後で出てくると思いますので、是非聞いてください。

最後に、内閣府、文科省とか、障害福祉を中心として行われている事業の一部をやはり確認をしないとイケないということで紹介しました。その中で、特別支援連携協議会とか、障害者施策推進協議会、これは自立支援協議会というのですが、こういったものが既に動いております。今回私たちが考えている「地域子ども家庭支援拠点」は、これらの施策の実際に動いているものも全部カバーした形で、一緒に見ていかなければならないものになりますので、そういったものが、その他の分も書いておりますが、こういったものがある

かということ意識してまとめる必要があるのではないかと、これを少し提案させていただいた次第です。

そういった中におきまして、市区町村の運営指針の検討に入っていました。今度は資料2-1と、コアメンバー会合の構成員の主な意見というところを見てください。これにつきましては、この後、事務局の竹中さんの方からまた詳しくお話があると思いますが、簡単に触れたいと思います。

まず、趣旨・目的のところでは、問題全体をしっかりと把握するというところで、社会的養護の問題だけに限定したという形よりも、拠点としては全ての問題を把握しましょうということ、それを把握するに至って、その前の基本的な情報を母子保健関係の方からきちんと情報を出していただいて、そのデータベースをもとにした上で、さらに詳しいリスクアセスメント等を加えていながら見ていきたいと思いますということが強調されたと思います。この辺も後で詳しく紹介があると思います。

次のページに行ってください。実施主体のところでのディスカッションでは、特に最初の段階で業務の委託ができるということがありますが、業務をあくまでも委託するのですが、その結果の把握に関しては市区町村がきちっと押さえなければいけないということを皆で話し合いました。ですので、そういったところも少し触れさせていただくという状況になっております。

次の対象のところですが、これも先ほどの繰り返しになりますが、妊娠期からの全部の問題を把握した上で見ていかなければいけないということになりますので、そういった問題のことを見ていきたいと思いますということを書いている次第になります。

その詳しい業務内容が次の4番以降になるのですが、ここも常に出ている事業だけを見ていくのではなくて、各地域にはそれぞれインフォーマルなリソースもあるのではないかと。そういった既に始まっているものはその地域地域で全部拾い上げて、その中に組み込んでいきたいと思いますというような意見も出ておりました。

それから、情報の提供、相談の対応、総合調整等、これは後で詳しく出てくるとしますので、少し飛ばしていきたいと思います。

そういった全般的なものを対象としたものと、その次の2番にあります、重点的に行う必要のある業務という形で、全般の中にある細かいところをきちんと見ていこう、そして今行われているものの中の事業の反省に立って、足りないところを補うべきものを明確にしていくという作業が必要ではないかという意見が出ておりました。

次のページに行ってください。それに伴って支援計画とか支援及び指導、それぞれの役割の分担の意味合いとか連携のあり方等が詳しく検討されていきまして、その辺の意見も後で少し追加していただければいいのではないかと思います。

最後、5ページの方に行ってくださいまして、進行管理を行う会議の実務者会議等々から、その他の必要な支援としてどういうものがあるか等に関しても、そこに書いてあるとおりでございます。

いずれにしても、皆さんにお伝えしたいことは、一部分に決められたところだけではなくて、カバーし合うところをそれぞれの自治体の現状に見合っ、考えながら一緒にやっっていくというようなニュアンスが含まれるものにしないと、実際は動かなくなるのではないかなという心配が出ておりましたので、そういった意見があったということをつけ加えておきたいと思ひます。

次の6ページの類型のところですが、この類型に関してはここで大まかに小規模A、B、C、児童人口とか、あるいは人口とかで分けてはいるのですが、現実、見ていきまして、例えば小規模A型といいますと、それだけで自治体1,700ちょっとある中の1,200件を超える自治体があるわけですね。その中でも人口の数が同じぐらいのところでも、児童人口を見るとすごく差があったり、そういったこともありますので、その辺の違い等も含めて見ていかなければいけない。そういったところを一つの形で絞り込むというのなかなか難しいかなという意見が出ておりました。

この辺に関しては、実際の皆さんの資料にはあったと思ひますが、議論のまとめを書いたものがありますので、それを見ていただきますと、どういった意見が出たかというのを理解していただけるのではないかなと思ひます。

最後の方になります、それに伴って運営の方法等、職員の配置、配置人数とか、施設整備の内容のこととか、いろいろな形でその後意見が出てきましたが、それぞれの自治体の現状に見合った形で話していこう、そして専従にするか、常勤にするかとか、いろいろな大切な意見も出たのですが、それらもやはり現場の状況を把握した上で決めていくという含みを残さないと、上手くいかないのではないかなという意見が大半でした。

以上です。

○松本座長 どうもありがとうございました。

引き続き、事務局の方から資料の御説明をいただき、その後、ディスカッションに入りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、事務局の方から。

資料2-1をご覧いただきたいと思ひます。今の井上座長代理のお話を若干補足という形で、簡単に御説明させていただきたいと思ひます。今回、資料2-1は、前回と同様に、赤字のところは前回第4回のワーキンググループから変更・修正があった点になります。

まず、名称の問題ですけれども、今回、「地域子ども家庭支援拠点」ということで、仮の名称で規定をさせていただいておられます。前回第4回るとき、さらにはコアメンバー会合の際にも、この名称をどうしていこうかということ、これまで「児童等に対する必要な支援を行うための拠点」という名称を仮で置いておりましたので、今後、支援拠点の設置運営要綱などを作っていく際に分かりやすい名称の方が良いのではないかなということ、とりあえずこういう名称を提示させていただきましたけれども、後ほど御説明があると思ひますが、奥山千鶴子構成員の方から、現行の地域子ども子育て支援事業の中に地域子育て支援事業という広場事業がもう既にございますので、その辺の名称と非常に似通ってい

るということもあるので、このあたりのところは是非御検討いただきたいと思っております。

「1. 趣旨・目的」のところは、先ほど座長代理の方からお話があったとおり、とく(3)のところで、支援拠点、市区町村は、市区町村内の子どもやその家庭、妊産婦等全体を対象とするものなのだとすることをまず明確化して、さらには、その機能としては地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくコミュニティー・ソーシャルワークの機能を担うのだということを今回明確化したということでございます。

2ページ目です。それと同様に「3. 対象」のところで市区町村、支援拠点はコミュニティー・ソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うということをもまず提起させていただき、また今般の児童福祉法等の改正を踏まえまして、特に強化をしなければならない要支援児童、要保護児童、その家庭、特定妊婦等を対象とした業務について重点的に行う必要があるのではないか、そういうような位置づけにさせていただいております。

「4. 業務内容」のところも、2ページ目の一番下のあたり、「(1) 子ども家庭支援全般に係る業務」と、3ページ目の中段よりちょっと下の「(2) 重点的に行う必要がある業務」ということで分けて書かせていただいているということです。

5ページの「(4) その他の必要な支援」というところです。児童相談所から一時保護なり施設入所の措置解除を行った後、そういった子どもたちはまた地域で暮らすこととなりますので、そういった支援についてもしっかりと市町村がやっていくということを明確化したということと、あと里親なり養子縁組の取組についても、市町村が児童相談所と協働して今後しっかり行っていく必要があるのではないかといった御意見がございましたので、追記をさせていただいております。

6ページの「5. 設置形態等」でございます。前回の御議論を踏まえまして、小規模型のところをさらに3類型に細分化させていただきました。小規模A、小規模B、小規模Cというところで、それぞれ児童人口に応じた類型を提示させていただいております。

7ページ目のところですけれども、③で、庁内、市町村内の関係部局との関係というものもしっかりと記述した方が良いのではないかとということで、関係部局との緊密な連携が不可欠であるということとか、これらを相互に結びつけるネットワークの中核機関となることが求められる、必要なのだということを書かせていただいております。

さらに、「6. 職員配置等」のところすけれども、(2)で主な職務、資格等というものを書かせていただいております。①の子ども家庭支援員、この支援拠点で中核的な業務を担う職種になると思いますけれども、その資格等のところで、今は児童福祉司の任用資格を有する者、保健師、保育士等ということで、ある程度専門性を持った職種の方の配置を想定しておりますけれども、これもコアメンバー会議の議論の中で、果たして小さな町村でそういった職種の方がいるのかどうかという議論もございまして、当分の間の経過措置として、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修、これはもう一つのワーキングの

方で御議論いただいておりますけれども、いわゆる今般、児童相談所の児童福祉司なり、要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の研修が義務化されましたけれども、その中で児童相談所のいわゆる任用前研修の研修を想定しておりますけれども、そういった国の方でカリキュラムなり、到達目標を定めた研修を受けた者というのものも、当分の間の経過措置として含めておいた方が良いのではないかといった御議論がございましたので、ここに追加をしていくというところです。

最後、8ページになりますけれども、先ほどの類型に分けましたけれども、その類型に応じて配置人員等というところで、それぞれ最低何名の職員配置が必要なのかということを書かせていただいております。小規模A型で言いますと、子ども家庭支援員を常時、開設時間帯はずっと2名の職員はいる必要がある。1名は非常勤形態でも可ということで、常時2名以上。一番大きな大規模型のところでは、子ども家庭支援員を常時5名、心理担当支援員を常時2名、虐待対応専門員を常時4名、計11名以上の配置が必要ではないかというような書き方をさせていただいております。

さらに、これはコアメンバー会議で議論がありましたけれども、特に大規模型、大きな地方のところでは、今ここに最低基準としてお示しさせていただいた配置人員を既に上回った状況の中で業務を行っているのではないかということで、そういった現行の体制を維持していくことがまず必要で、さらにそれに加えて、今度は強化しなければならない業務にしっかりと当たっていく必要があるのではないかということで、相談対応件数に応じてさらに配置人員を上乗せする必要があるのではないかということで、ただし書きのところに書かせていただいておりますけれども、小規模B型以上の類型かつ児童1,000人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式、10ページの算式で算定された人数を虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することを標準とするということを書かせていただいております。特に強化する部分については、虐待対応専門員を上乗せ配置をしていただいで対応していただくということにしております。

児童相談所の児童福祉司の配置基準につきましては、もう既に今年の6月に地方自治体の方にお示しをさせていただいて、来年4月から強化を図っていただくということになっております。それを準用した形で、今回、市町村版の配置基準の目安というものをお示しさせていただいたというところです。また、今般の児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の体制強化に努めることということで、現行を下回ってはいけませんよということを書かせていただいているということです。

以上が前回から追加させていただいた点になります。この運営指針の案につきまして、先ほど座長の方からお話がありましたけれども、本日一定の取りまとめをしていただければと思っております。これ自体は来年の1月の中下旬に開催する予定でおります地方自治体の部局長を集めた会議がございましてけれども、その会議の中でこの設置運営要綱案というものをお示しする予定としております。最終的には、3月下旬もしくは4月に配する市

町村の新たな指針の中に盛り込まれていくという流れで進めさせていただきたいと思っておりますので、今日はこれについて集中的に御議論いただきたいと思っております。

以上でございます。

○松本座長 どうもありがとうございました。

早速、議論に入っていきたいと思えます。進め方ですけれども、1月の市町村の担当者の会議に示すということがありますので、できれば今日で一旦方向づけをしていきたいと思えます。もちろん大きな議論が出て、今日ではまとまらないということももちろん可能性としてはありますけれども、可能であればそうしたいと思えます。

それで、資料をいただいている方からと思ったのですけれども、この提出資料を全部御説明いただいていますと、それぞれ全体にわたるところがありますので、進め方としては最初の方から1節ごとに確認をしていって、それに関連するところで提出資料のある方がまず御発言いただいて議論していくという進め方にしたいと思えます。

ただ、御発言の中でそれぞれ他にも関わるところが当然出ますでしょうから、それは制限するというのではなくて、他の部分とも関わって御発言をしていただくというふうに、一括して議論していくということももちろんあり得るということで進めたいと思えます。

名称は最後にしようかと思えます。

「趣旨・目的」のところに関わって、御発言、御意見等がありましたら、いかがでございましょうか。

加賀美構成員、お願いします。

○加賀美構成員 今の「趣旨・目的」のところにも関連するのですが、今回の法改正は、まず背景としては児童虐待の拡大という方向の中で、このままでいくと、全ての子ども家庭の支援をするという形で予防を図っていくという方向で議論をしてきたはずなのでありまして、要は虐待問題からその予防へという意味で、保護から予防へ、あるいは保護から養育へという言葉を使ったと思うのですが、すなわち養育を通じて予防していくという観点で子育て支援というふうな全体を考えていくという脈絡で議論された法律改正だったと理解をしているのです。そういう観点でいくと、まずはポピュレーションという意味で、全ての子ども家庭を養育という視点で、虐待の予防という視点で考えていくということを明確に打ち出していく必要があるだろう。

その点で全体を見ていくときに、どうしても要保護、要支援というところが中心になってしまうというくらいが常にあるわけで、そういう観点で、先ほどのコアの議論の中で、東京都が子供家庭支援センターなどを形成していく中で、ポピュレーションがむしろ弱まってしまうような御意見があったと思うのですが、この可能性というのは、これからそういうふうに向かっていくと必ず出てくる。だから、そこのところをしっかり押さえて、全ての子ども家庭を支援したという意味は、要するに虐待の予防なのだという観点でその議論を明確にして、そういう脈絡の表現を全体にしておく必要が必ずあるだろうということをおもっておりましたら、資料の中に奥山先生からの修正の意見もありましたので、それら

も後で出てくるのかもしれませんが、そこら辺で少し修正していく必要があるなどいうのを全体として感じたということでございます。全体に対して、そのところを注意深く言葉を選んで表現しておく必要があるだろうという意味でございます。

○松本座長 今の御意見は、全体を通して、予防的な観点という形からもう少し文言を気をつける、そういう全体的な御意見ですね。

お願いします。

○奥山眞紀子構成員 私の資料で図を出していただくことになっていたのですが、どこにありますか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 資料6の59ページ。分厚い方です。

○奥山眞紀子構成員 全体像として確認をしておきたいということで、なかなか難しくて図が描くのはなかなか難しかったですけれども、コア会議の方に少しでもイメージを共有するために、図を提出させていただきました。これを見ていただくと、保護だけを目的としているものではないということは多分明確に私たちも考えてきたと思います。

「趣旨・目的」のところの文章はそんなに大きく変えなくても良いのかもしれないのですけれども、その後で「重点的に行う」というと、この中で重点がここになってしまうので、そこは今の市町村で少し弱いので「強化」しましょうという考え方の方が良いのではないかなと思っています。

○松本座長 今、後者のところについては、私もこの文言を見て同じようなことを感じましたので、文言をどう書くかということも含めて後で議論したいと思います。

「趣旨・目的」と関わって、全体のイメージを共有していくということが大事かと思えますので、この全体のイメージ図をもしよろしければ御説明いただいて、こういう形で考えているということは確認をしたいと思います。

○奥山眞紀子構成員 基本的に、子ども家庭を支援する責任が市町村にあります。その責任がある市町村が、その支援の拠点としてこういう機能を持ちましょうということで、結局全体を示すのだらうと思うのです。

ただ、母子保健であるとか、子育て世代包括支援センターであるということが、小さいところだと全部一緒にやらざるを得ない、つまり1人の保健師さんが拠点の中でも中心になって、ほとんど1人でやっているような町村もあるかもしれないので、これは入ってしまうかもしれないし、大きなところでは母子保健として大きな固まりがあって、連携はよくしているけれども、少し外出しの形で子育て世代包括支援センターがあるのかもしれないと思っています。これは市区町村によってどのぐらい外に出るのか、中に入るのかというのは違うのだらうと思います。

あとは、在宅の子ども家庭支援の中にいろいろな社会資源があるわけで、その社会資源で、今あるのとないのもあって、産前産後親子ホームなんていうのはこれから作らなければならないのしょうけれども、そういったところを含めて、そういう支援となる事業等を上手く利用していくということも必要なのだらうと思って、ここに書かせてもらいまし

た。とにかく全家庭の支援であって、ニーズのアセスメントと支援計画があって支援をしていくのだと。

ただ、その中で虐待あるいは要保護、要支援のような方々の場合、アセスメントをした中で、一時保護とか一時保護委託が必要になってくる場合は、児童相談所との連携という中で行われていくだろうと思います。要保護児童対策地域協議会の調整機関もこの中に入っていて、要保護児童対策地域協議会が上手く回っていくような形になっていけば良いのかなと考えているということです。

下の方は社会的養護なので、こことはあまり大きな関係がないかなと思います。

○松本座長 この図については、コアメンバー会議でかなり議論をして、少し整理をしてここに参考資料として出しているという性格のものです。

支援拠点として大きく網をかけるという点については、「趣旨・目的」のところを図に描くところなるのだろうと思っております。

要保要保護児童対策地域協議会等々については、後でまた関係機関との位置づけや要保護児童対策地域協議会の問題が出ますので、そのところで議論をしたいと思います。

「趣旨・目的」の文言に戻って、他に修正提案等はございますか。どうぞ。

○渡辺構成員 この中で幾つか確認なのですが、今回の要綱は児童福祉部門に特化しているという考えで作っているものという理解でよろしかったでしょうか。内容を読んでいると、コミュニティー・ソーシャルワークですとかソーシャルワークという言葉がたくさん出てくるのですが、実はこの単語一つ一つがそれぞれのよって立っている立場で解釈のばらつきが非常にありまして、特に市町村でこの単語を見たときには、何を意味しているか、具体的にイメージがつかない職員は相当数に上るかなと思います。そういったときに、こういった用語を使う際に、用語の規定をどこかに、この言葉についてはこうですよというものを書いていただく方が親切なのではないかなと感じを受けております。

それと、ソーシャルワークという単語が本当に今の日本の子育て環境の中でなじむのかどうかという点も考えた方が良くかなと思います。通常、私たちが市町村で業務を行う際には、相談援助とか相談支援といった単語を使うことが割と標準的になってきているかと思うのです。そういった意味では、ここでいきなりカタカナ言葉であるソーシャルワークという単語が国からお示しされる運営指針の中にこれだけ使われてしまうということは、少し混乱が起こってしまうのかなということをお慮しています。その2点についてお願いします。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 今のところに関しての私の意見ですけれども、逆に相談支援、相談援助となると、相談者との一対一の関係しか見ていないような形になってしまう。やはりソーシャルワークとしてシステムを動かしていくのだという感覚がないと、全体の市町村の支援にならないのではないかなと思っておりますので、ソーシャルワークという単語を広めていった方が良くのではないかなとも思っております。

○松本座長 今の点について、他に御意見はありますか。

ソーシャルワークという言葉をおのまますばんと使うとかえって誤解を招くのではないかという趣旨の御発言だったと思いますし、それは危惧として私は理解ができるのです。このときのソーシャルワークというのはどういうことを指しているのかということは、どこかに書いておかないとまずいかなと思います。ただ、相談援助というふうにしてしまうと、ちょっと狭いように思いますので、地域を基盤にして相談援助活動と関係機関の連携、ケースのマネジメント、全部含んだ形の用語なのだとすることを、適当な日本語があれば良いですけれども、単純に置きかえてしまうというよりも、そういうふうなこととして考えたいということは全体の合意だろうと思いますので、言葉だけが一人歩きして、かえって混乱を招いたり、解釈に違いがあるということは防がなければいけないということは貴重な御意見だろうと思います。

今の点について。どうぞ。

○吉澤構成員 もう一つ、ソーシャルワークという言葉と、(3)を初めコミュニティー・ソーシャルワークという言葉もあって、コア会議に私も出ていたので、この意味は私なりに理解できているのですが、このときにもコミュニティー・ソーシャルワークという言葉と同時にソーシャル・キャピタルという言葉も出ていて、私たち保健の分野では、コミュニティー・ソーシャルワークというよりは、把握をするだけではなくて、ソーシャル・キャピタルの醸成をしていこう、地域づくりをしていこうという、前回事務局の方が資料として出してくださいましたけれども、保健活動の指針というのが健康局の方から25年に出されているのですけれども、我々の仕事の大きな基盤に、地域を作っていく、地域づくりという、我々の用語で言うとそういう言葉がなじんでいて、もしくは地区組織活動というような言葉も我々の標準的な言葉として使うのですけれども、さらにソーシャル・キャピタルという言葉は、保健の分野だけではなくて、教育とか経済のところでも今一般的に理解されやすい表現かなと思うと、そこもあわせて、このコミュニティー・ソーシャルワークとここに入れた一語は非常に重要な意味合いだと思いますので、もう少し熟考した方が良くかなと感じております。

○松本座長 他に何か。

○新澤構成員 今の件に直接関係するかどうかは分かりませんが、名称の問題等も出るので、名称で言うと、子ども家庭支援拠点ということで、先ほど地域子育て支援拠点事業という似たようなものがあるというのがあったのですけれども、その場合の拠点というのは、当然そこに場所を作るというイメージだと思うのです。今の目的の中で全体を包括というか、全体をとるときには、現実的にはこれは多分行政のどこかの、先ほどの児童福祉の分野なのか、保健の分野なのかということもありますけれども、どこかの部署が中心になって進めるわけですね。それを作ったときに、全体をというふうになったときに、当然目的の中では要保護に近いような児童を担うことがどうしても中心になるのではないかと思うのですね。例えば利用者支援事業とか拠点の事業、広場の事業を統括するような、

上位に位置するような部署になるのか。つまり、拠点というのが何かを担う拠点なのか、機能という意味なのか。地域の中にこういう機能があれば拠点となるのかというのが、前回のときにもこういう話を出したと思うのですが、よく分からなくなるというか、これでもって市町村の方で見たときに、これは何をすれば良いのですかとならないかなと思うのですね。全体もやってこのこともやるというのが明確にならないというか、幅広になり過ぎているような気もするのですね。

○奥山千鶴子構成員 関連でよろしいでしょうか。子育て広場全国連絡協議会の奥山です。

構成員の提出資料の57ページに少し資料を出させていただきました。今の新澤構成員の意見に重ねてなのですけれども、拠点の名称はまた後からということでしたので、私は57ページの2番のところ、今紹介がありました子ども・子育て支援新制度の13事業に位置づけられた利用者支援事業でございます。こちらの方の第59条第1号、これが利用者支援事業の内容になっているのですけれども、これを見ていただきますと、「子ども及びその保護者の身近な場所において」ということで、個別相談も受けるけれども、地域の関係機関との調整も総合的に行いなさいというふうに書いてあって、これだけを見ますと、今提案されているところと非常に近い内容もあったりして、この辺をやはり行政の皆さんが見たときに、混乱があるかなと思ひまして、紹介をさせていただいたのですけれども、この利用者支援事業との関連、それから奥山眞紀子先生が出していただきました図の前のところにも、利用者支援事業そのものも3つの類型がございまして、母子保健型が子育て世代包括支援センターと関連が深いものですが、母子保健型、そして基本型の方は地域子育て支援拠点事業の方に入っているケースが多いのですけれども、あとは保育コンシェルジュのような特定型というのがあります、これも要保護家庭から一般家庭まで網羅するような形で位置づけを描いているのですけれども、ここの関連で、私たちは本当にポピュレーション・アプローチの入り口のところだと自覚しておりますので、そこの整理も少し見せていただきますと、行政、自治体におりたときに分かりやすいのではないかと思っております。

こちらの子育て世代包括支援センターも、どちらかというところ、場所の名称ではなくて、機能の名称、仕組みですということをおっしゃっておりますので、そこの整理も、今、新澤構成員から御指摘があったものとあわせて御検討いただければと思っております。

以上です。

○松本座長 今のお二方の意見は、むしろ支援業務内容というのか、これでいくと4の「業務内容」のところ議論した方が良いですか。そのような気がしたのです。目的のところ今のは議論した方が良いということであれば。

○奥山眞紀子構成員 恐らくお二人がおっしゃっているのは、機能なのか、場所なのか、そういう基本的な問題なので、そこは押さえてから前に進んだ方が良いのかなと思います。

○松本座長 そういう趣旨の御発言と理解してよろしいですか。

○鈴木構成員 名称のこともありますけれども。

○松本座長 名称は最後に全部議論してからもう一度と思いますので、機能なのか、場所なのか、全体に網をかけながらどこをもう少し重点的に、あるいは強化していくというふうになるのかというのは、前からもうずっと議論になっていたところだと思うのです。

前回の確認といいますか、合意は、全体を対象にする。かつ、表現のところは別にして、今の事務局のまとめでいくと重点的にと。これは奥山構成員の方から後で、むしろここは特に強化していくというふうな表現に変えたらどうかという御提案もあると思いますけれども、両方やるということだということです。

場所のことも言っていますので、これはどこか相談できるような場所がなければいけないという話と、これは私の理解ですけれども、実際は自治体の中の関連部局の機構の再編なり、最適な位置づけということで、強化する方向での整理となっていくのだろうと思いますので、機能のこと、こういうことをやってくださいねという話と、それをどこでやるのか、相談の場所も含めてははっきりさせてくださいねという、2つを含んでいると思います。

どうぞ。

○吉澤構成員 その議論は前回の4回目にもやりましたし、コア会議の中でも明確にすべきだということがあって、それで7ページの上の方、赤字になっていますけれども、「それぞれ別の主担当機関が機能を担う」、やはり機能なのですね。ただ、場合によっては、この際だからこのようなものを建物ごと作るというようなことも、自治体によっては選択肢としてあるのかもしれませんが、現実的には今ある機能だったり、部署だったりするものが包括していくということで、多分機能的な選択をとる自治体が多いだろうとことを議論していたかと思います。

その上で今回7ページに、子育て世代包括支援センターとの絡みにもなりますけれども、担うべき機能をどこが所管するのかということを書き加えたといった経過があったと思います。それをもう少し目的のところにはっきりと、まず市町村はどういう機能を持つのかということを確認に入れた方が、多分本当に分かりづらいと思います。

○奥山眞紀子構成員 今までそうやってばらばらと13事業などの事業があったとしても、子ども家庭の支援は市区町村の責任なのですよというところが明確ではなかったと思うのです。国、都道府県、市町村の責務を明確化するというのは、今回の児福法改正の非常に大きな柱になっていたわけで、市町村がどの事業でもやりたいのをやります、やりたくないのやりませんというようなものではないと思います。できるだけ拠点をしっかりと整備してくださいということですが、支援は市区町村の責任なのですよということが大きいのだと思うのです。ですから、その責任を果たすための拠点ですよということで、機能という意味では確かに機能なのだけれども、場所がなければ果たせないのなら場所も持ってくださいという形になってくるのだろうと思います。

○松本座長 この点について、他にいかがですか。

どうぞ。

○鈴木構成員 奥山構成員と同じ意見なのですが、私も逆にここの今までやらなければいけなかった事業がたくさんあるとか、センターというのも幾つかあったりで分からないということについては、ずっとこの場でも問題提起させていただいたのですけれども、それはコア会議でも話をして、奥山構成員がこうやってまとめてくれて、自治体としては今回児童福祉法を受けてやらなければいけないことがあるのだというので、その全体像をこの59ページで示されているので、これを一つの機関でやるのか、幾つかに分かれるのか、または委託という形で出すのかというのは、それぞれの自治体が考えれば良い話なのだけでも、ここがその意味では機能だったり、やるべきことというのを一括で出しているのので、これを前提にして話すことで、自治体の現場としては混乱はないと考えています。

○加賀美構成員 そもそも論みたいなお話になって恐縮なのですが、これは児童福祉法抜本改正と言っても良いのかもしれませんが、第1条から第3条まで明確に、日本の子どもをどう育てるのかとうたったという意味では、今までの枠組みの中で子ども家庭の問題を考えるのではなくて、広く日本としてマクロ政策的に、子ども家庭福祉にどう重点化した取組を行うかということをも1条から3条まで明確化したのだと思います。そういう意味で、これから市町村における子ども家庭に対しての福祉施策、あるいは行政施策も大きく転換していかざるを得ないだろう。だから、現在の枠組みの中で何でもかんでもやらなければいけないということよりも、そのとおり、全ての子ども家庭を視野に入れるということを明確にした福祉施策を立てていくのだと。それは日本の未来に関わることだというような観点で変えたのだという大きな捉え方で、この支援拠点の問題もそういう観点でそのあり方を明確にしていくということはとても大事だなと思っていますので、たびたび同じようなことを言って申し訳ありませんが、そんな観点では是非捉えていければと思っています。

以上です。

○松本座長 幾つかの御意見が出ました。それで、一つはそもそもこれは機能なのか、場所なのかというふうな素朴な疑問を含めてですけれども、もう少しそのあたりは自治体の責務をきちっと明確にして、こういう役割を果たすための機能を持って、それをするための体制整備をきちっととらなければいけない。そういう趣旨の中でこれが出てきているということは、目的の中にきちっと明示するということが一つだと思います。

もう一つは、その前のところに出てきたソーシャルワーク、あるいはコミュニティー・ソーシャルワークという言葉自体がまだ理解に不統一があると思われるので、そこは分かりやすく解説なりをするということ。今出ているのは、大きくこの2つぐらいかと思えますけれども、これはよろしいですか。

○奥山眞紀子構成員 「趣旨・目的」の(3)に、市区町村は役割・責務とされていることを踏まえということで書いていただいているのはあるので、それで良いのかなとは思っています。

○松本座長 よろしいですか。

○加藤構成員 1つだけなのですけれども、(4)の「本運営指針は」というところを、「子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、調整機関」というふうにして加えていただきたいと思います。関係整理というところなので、そちらの方が方分かりやすいかなと思います。

○松本座長 要保護児童対策地域協議会ではなくて、「要保護児童対策地域協議会、調整機関」とした方が方分かりやすいですか。

○加藤構成員 はい。ちょっとポツを入れていただいて。要保護児童対策地域協議会もそうなのですけれども、調整機関というのが実態としてあるので、奥山先生のところにも書いていただいているのですけれども。

○松本座長 他に「趣旨・目的」のところでもよろしいですか。

○加賀美構成員 すみません。しつこく。冒頭の「今般の児童福祉法等改正において、市区町村は」という主語にしておりますので、このところは対象をもう少し明確にして、「区域内の全ての子ども」とうたった方が方分かりやすいというか、インパクトがあるというか、そういう理解が深まるのではないかとあえて思ったので、「区域内の全ての子ども」というふうにつないで、そういう言葉を入れていただいた方が良いかなと私は感じました。

条文だから、このところはむしろ運営指針としてはそういうニュアンス、メッセージを強くした方が良いのではないか。

○松本座長 今のは最初のところですか。

○加賀美構成員 はい。

○松本座長 それは御意見として伺って、また検討するということで。

他に「趣旨・目的」のところでもよろしいですか。

最初のところに関わって、コミュニティー・ソーシャルワークというのは、地域での資源を開発していく、あるいは組織化していくということも含むという観点は御意見が出たので、それは重要な点だと思いますので、そこも含めて議論をする。

これは個人的な意見になりますけれども、ソーシャル・キャピタルという言葉がちゃんとこなれているかどうかというのは、意味するところはあれですけれども、その用語自体は厳密には論争的かなと思っているので、積極的にその言葉を使うべきだという御意見であれば、そこは整理をしなければいけないと思いますけれども、そういう観点でということであれば、そこは全体の了解かと思います。最後にまた改めて全体を通してここにまた返るということであれば、そういうふうにしたいと思います。

続いて、2ページ目の「実施主体」の方に行きます。この点で何か御意見はありますかでしょうか。

私の方から1点いいですか。「実施主体」の2行目の「ただし、市区町村が認めた社会福祉法人等」とある、この「等」はどこまでを含むと考えるかというのは大きいと思うの

です。ここは私のイメージでは、基本的には営利企業のことを想定していないのですけれども、「等」というふうにしたときにいかがですか。ここはどういうふうな範囲を含むかというのは議論なり、御意見を出していただいた方が良いでしょうと思います。

○新澤構成員 私は社会福祉法人でこのような業務を担っているのですけれども、恐らく「等」にしているというのは、例えば社会福祉法人というふうに限ってしまうと、それに見合うというか、適合するようなものが例えばなかったというときに、それは委託というものを諦めれば良いのかもしれないのですけれども、そういった意味で幅広にしてあるというか、含みで置いているというのが基本的なことなのかなと思います。限定することによってある程度の担保もできますけれども、縛りにもなるので、個人的には社会福祉法人というふうにしてもらったら良いなと思いますけれども、そういうふうに限ってしまうのもどうなのかなと思います。ただ、どこまで含むのかというのは、なかなかそこは自分としては難しいと思います。

○奥山眞紀子構成員 おっしゃるとおり、かなり広がりを持って良いのだと思っているのですけれども、そここのところで、多分これはガイドラインとかマニュアルの方に入ってくるのだと思うのですけれども、守秘義務をどう担保していくのかとか、そういったことはどう相手と取り交わしていくかみたいなことが書かれれば、少し広がりを持って良いのかなと思います。

だから、社会福祉法人というのはあまりに狭過ぎるので、これは書くのが良いのかなと思うぐらいなのですけれども、NPO法人でいろいろなことをやっているところもあれば、例えば児童家庭支援センターを医療法人に任せて、そこに一時保護という業務を委託というのものもあるかもしれないですし、いろいろなことが考えられるので、だから「等」にはいろいろなものが入りますよ、広がりがあって良いですよという思いで良いのではないかなと思います。

○松本座長 私も別に「等」で良いというか、社会福祉法人に限定しないで、いろいろな地域の資源を活用するということが大事だと思いますけれども、営利企業のようなことをイメージするかどうかとなると、そこは私は違うのかなと個人的に考えているものですから、あえてそこは皆さんのお考えを伺いたいと思います。

○奥山眞紀子構成員 私もあまりよく分からないのですけれども、例えば家事援助などの本当に部分的なことをお願いする場合に、営利企業みたいなのが入ってきてもおかしくないかなと思います。送り迎えのところをお願いするときに、何かそういうことで営利企業ができていたら、それでも良いかぐらいの感じはするので、あまり狭めない方が良くないかなと思いました。

○松本座長 他にここはいかがですか。

○新澤構成員 恐らくこの文言で制限するというのはなかなか難しいと思うので、むしろ、私は最初のところでも、委託をするときのガイドラインといったものがあるという前提なのですけれども、当然委託というときは、指針の中では民間の力をというような意味もあ

りますけれども、現実の現場では、人材もそうですけれども、経済的な問題というのでしょうか、予算の問題というのと、どうしてもプロポーザルとか競合していくときには安くあげるみたいなことが出てきてしまうので、そういったことは避けるべきだというのがあって、どこがやるかというよりも、あくまでも非常に公的な意味合いの高い仕事だと思うので、その辺をどういうふうに担保するのかという方に重点を置いた方が良いのかなと思います。

○松本座長 ありがとうございます。文言の修正というよりも、今御発言がありました、これは市町村が責任を持っている公的なところなのだという原則で、それを実施するときにはいろいろな資源を活用していくという基本的なことなのですからけれども、そのところは議論で確認しておきたいという趣旨です。

○北村構成員 豊橋市の北村です。

業務の一部を委託するといったときの一部の中に、例えば職員をどこかの団体から派遣してもらって、相談業務に特化した支援員を置く、そういった方の場合ですと、行政人事異動があるのですけれども、ある程度の団体さんに職員さんをお願いしてしまった方が、同一の相談員がずっと関わることができるということも考えたりすると、この業務というのにそういう人材を持っているような団体に職員を派遣してもらって、その相談業務だけは委託するというのもできるのかもしれない、それが良いのかどうかというところはあるのかなとは思っていますけれども、人材についてはそういう柔軟な活用ができるようになるのかなと思います。

○松本座長 他にいかがですか。

○鈴木構成員 ガイドラインでこの「等」を軽く決められるというか、大きい方針かなとすごく思うのです。自治体現場としては、営利企業を使って良いのか悪いのかというのはすごく大きな判断になってきて、文科省的な流れで、今までも法的に認められていないけれども、厚労省関係で保育では認めたという、あの経緯とも絡んできていて、今回かなりセンシティブな情報で、自治体現場はどれだけ個人的な情報を出さないかというのをすごくやってきて、要保護児童対策地域協議会で初めてそこで解除するというのをやってきていて、ではこの「等」というのを、今座長がおっしゃったように、何もコメントなしで自治体任せというよりは、ここに何かしら※印でも入れて、「等」のときに厳格な個人情報扱っているの、その旨のちゃんとした担保が必要になるとか、その辺のチェックが完全にされない場合には委託はできないのだよというのを入れ込むことは、これはもう出てしまったら、その人の一生の問題であって、あの人が虐待云々と、地域で生活ができない話にもなってくるので、例えば営利企業がいろいろな自治体でこういうのを請け負いますという形で展開をされて、どこでもという形になってしまった場合は、私たちが今までやってきた虐待でいかに地域でそういうのを漏らさないようにやるかというのと、ここは一気に外れてしまうので、注意は※印でも何でも書く必要はあると思います。

○松本座長 いかがですか。今ここで出ている御意見は、1つは地域の実情に合わせて地

域のリソースを使っていくということは積極的にするべきだろうということと、もう一つ、今、鈴木構成員がおっしゃったように、前提として公的な仕事で自治体が責任を持つということをきちんとさせましょうという趣旨での法改正と制度設計なので、そこを基本にしていかないといろいろなことが危惧されるので、個人的にも同感ですので、今の御発言はそこはきちっと最初の段階で書き込んでおくという趣旨だと思います。最初の段階に書き込んでおくということですので、そういうことは方向としては皆さん御異論はないかと思えますけれども、よろしいですか。

他に、この実施主体のところでは修正点は。

○渡辺構成員 今の議論に合わせて、今回ここに赤く書いていただいているところが気になっております。確かに「顔の見える、切れ目のない連携、構築を行う必要がある」というのはあるのですけれども、そこよりも、今議論になっていたように、「情報管理、家族アセスメントに必要な情報が柔軟な提供されるように保障されること」ということですか、「責任の所在、情報管理体制についての担保」といったことをしっかりとこの中に、市町村の責任なのだということであらうただいただければ、より安心かなと思って発言させていただきます。

○松本座長 分かりました。今のは修正提案ですね。「顔の見える」という抽象的な表現ではなくて、具体的に情報の管理、あるいは協働のアセスメントがし得るような形の連携構築、そういう観点を具体的に入れるということですね。

○渡辺構成員 はい。

○松本座長 今のも御異論がないところかと思えますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、次の「3. 対象」に進みたいと思います。また実施主体のところでも御意見があればさかのぼるというふうにしたいと思います。

「3. 対象」のところですが、1つはコミュニティー・ソーシャルワークという言葉はどうするかというのは、前にもうお話が出ているところですので、それは全体を通して、注をつけるなり、言葉を整理するというふうにしたいと思います。

他に何か御意見がありますか。奥山先生の修正提案がたしか。

○奥山眞紀子構成員 先ほどお話ししたように、「重点的に行う」と言うと、この業務が重点になってしまうので、ここに書いてあるように、私の方の差しかえ資料という、何回か差しかえてすみません。

○松本座長 右肩に「資料6（P60～P64）差替資料」とあるものですね。

○奥山眞紀子構成員 はい。その2ページ目、61ページになるのですが、なかでも、今般の児童福祉法改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした4（2）の業務について強化を図る必要がある」というふうにした方が良いのではないかなと思いました。

○松本座長 「重点的に行う」ではなくて、「強化を図る」という表現に変えてはどうかという提案ですね。

○加賀美構成員 「特に強化しなければならない」を外して、「重点的に行う」を「強化を図る」に変えた。良いのではないですか。

○松本座長 私も「重点的に行う」という表現は誤解を招かないかという危惧はありましたけれども、今の修正提案ですが、他にここについてはいかがですか。

○加賀美構成員 そうする方がよいと私は考えます。

○松本座長 他はいかがでしょう。表現はこういうふうに変更するということで確認をして、次に入ってよろしいですか。他はこの「3. 対象」のところではいかがですか。他御意見があれば。

それでは、今のところは修正する、子どもも変更するというふうにして、「4. 業務内容」の方に移っていきたくと思います。

「4. 業務内容」のところについて御意見等がありましたら、御発言いただければと思います。追加資料を出していただいた方も、この追加資料についての個別の御説明の時間をとっておりませんので、関連するところがあれば積極的に御発言いただければ。

どうぞ。

○後藤構成員 後藤です。

構成員提出資料の65ページに、細かい点ですけれども、2点修正案を載せていますのでご覧ください。

1つは、「①実情の把握」のところ、先ほど加賀美先生から目的のところ御発言があったのかぶるかもしれませんが、冒頭部分ですけれども、「市区町村内に所在するすべての子ども」というふうに、要は管内の子ども全てを網羅的に把握するという趣旨を加えた方が良いかなど。

あわせて末尾部分にも、「把握を行う」の前に「常に継続的に」という文言を入れていただいて、要は管内にいる子どもを網羅的に、かつ時間的にも継続的に把握するということで、補強的な文言にさせていただくとありがたいかなと思っています。

一つ思い浮かべたのが、「所在する」と書いたのは、所在不明になる児童も含めて、やはり所在を時系列でずっと追っていくということが必要なところかと考えたところです。

もう一点は、「③相談対応」のところですが、ここに相談受理、新たな情報提供の受理、通告の受理があるのですけれども、新たに加わった児童相談所からの送致を受理して行う対応も、漏れたのかと思っていますけれども、ここに書き加えた方が良いかなど思った次第です。

以上です。

○松本座長 1点目の御対応については、先ほど加賀美構成員からの御提案の同じ趣旨ですね。ここは住民登録しているという意味ではないですね。その子がいるという意味ですね。例えば住民票がないとか、例えばたまたまそこにいて登録していないという子どもも含んでという意味で所在ということですね。

○奥山眞紀子構成員 私も実を言うと、自分で直しておきながら、来る電車の中で一つ忘

れていたと思いついたのが「送致」だったのですけれども、送致は全体の方に入るのか、要保護、要支援の方に入るのか、どちらかなというのを、今のお話を聞いて思い出しました。児童相談所から送致があったものに関しては、私はどちらかという要支援対象ぐらいのイメージでやるのかなと思っていたのですが、その辺のイメージはどうなのですかね。そのところは一つ確かに入れなければならない。私の修正にも入っていないのです。

○松本座長 送致のところは次の議論にして、「管内に所在するすべての子ども」というふうにして、対象を強く指定するという点については趣旨はよろしいでしょうか。

○加賀美構成員 後藤さんは家庭も入っていました。

○松本座長 分かりました。「継続的に行う」というふうにしてということも含めて、これはよろしいですね。

では、この点はそういうふうに変更していくということと、もう一つは今送致のところですね。どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 その前に少し私の方から修正提案をさせていただきたいのですが、支援を実際に行いつつ調整をしていくのだよというところがあっても良いのかと思って、ここに「支援を行うとともに」と入れたらどうかと思いました。

それから、「重点的に行う必要がある業務」というと、先ほどお話をしたように、ちょっと話が違って来るかなと思うので、ここは「要支援児童等・要保護児童への支援業務」ということで良いのではないかと考えたのです。

そうやって見てくると、1つは市町村に通告があった場合に、やはり安全確認などをしなければいけないと思って、ここに付け加えさせていただきました。これの書きぶりがなかなか難しかったのですが、まずは危機対応をしなければいけないかどうかを判断して、必要に応じて、今度はさっきの送致と逆で、児童相談所に送致も考えなければならぬでしょうし、そういったことをまず考える必要があるでしょう。その上で、今度はニーズに合わせた支援のところを先ほどの事務局から出していただいた調査とかアセスメントとが入ります。ただ、調査とアセスメントが割と混在していたと思うので、その辺をもう少し上手く書けたら良いかなと思って、私なりに少し直してみました。

もう一つ大きかったのが指導、措置のところですね。指導、措置というのは、この間のコアメンバー会議でも話が出たように、あくまでも行政処分としての27条1項2号の措置、つまり福祉司指導の措置をとるのは児童相談所ですね。そこは明確にしなければいけないと思うのです。措置をすることまで市町村に委託されているわけではない。措置するのは児童相談所であり、その上で支援というか指導と言われるものの内容を委託しているというふうには考えなければいけないと思います。そこを明確にした書き方で、しかも市町村が分かりやすく書かなければいけないので、例として支援を受け入れられないような親御さんに対して、児童相談所が行政処分として福祉司指導の措置をかけて、そして市町村が

支援に入るといような形でまとめて書いたらどうかということで、修正してみました。
○松本座長 確認をしたいのですけれども、今、奥山先生の修正の提案は、資料6の差し
かえ資料の運営指針案ですね。これの青い字で書いてあるところが修正提案という理解で
よろしいですか。

○奥山眞紀子構成員 はい。

○松本座長 分かりました。

そうすると、今、後藤構成員から、相談対応について送致の対応受理というところがあり
ました。もう一つは、それはどこに含むのが良いのかということで議論しなければいけ
ないということと、もう一つは、奥山構成員からの御提案は、(1)「④総合調整」のと
ころに「支援を行いつつ」ということで入れたらどうかということ。あるいは、先ほどの
ところと関連して、(2)のところの「重点的に行う」というのを「要支援児童・要保護
児童への支援業務」というふうに明確にしてはどうかということと、初期対応も含む危機
対応で、用語も含めてですけれども、そこの入り口のところをきちっと書き込むようなこ
と等々、調査のところ、あるいは⑤のところでの行政処分、児童相談所が措置をしている
のだということをもう少し明確に書くという趣旨の御提案かと思います。

他にいかがですか。今出ている論点についての御意見ということでもよろしいですし、
また新たな論点ということでも。

まず、1個ずつ。(2)の「重点的に行う必要がある業務」というのは、「要支援児童・
要保護児童への支援業務」とした方が明確ではないかというところは、私もそういうふう
に書いた方が誤解がなくて良いかなと思うのですけれども、これはよろしいですかね。

では、ここは確認をするというふうにしたいと思います。

他の論点でいかがですか。お願いします。

○北村構成員 4の(1)「①実情の把握」なのですけれども、全体的に全ての子どもと
家庭ということで、児童福祉法の中で18歳までのお子さんというのをイメージした中に、
「実情の把握」で、ここに「保育所、幼稚園等に在籍していない乳幼児を含む」という言
い方が、ここが就学前のお子さんに特化しているような拠点のイメージがすごく持たれる
なというところがあって、若者支援とかそういったところでは、中学校の進路未決定者の
把握をどういうふうにするかというところは結構問題であったり、高校生の不登校や10代
後半のひきこもり、要保護児童、そういったところの支援というのも、現状では手薄など
ところがあるのではないかと思うと、このあたりの表現でこの拠点というのがすごく乳幼
児に特化されたようなイメージを持たれてしまうところではないかと思いますので、10代
後半の要保護、要支援児童も含まれるような読み取りができるものが必要かなと思います。
○松本座長 確かにそのとおりかなと、今私も思いました。特に不登校状態のまま中学を
卒業した子どもさんとか、その後の所在の確認がなかなか難しいということも現実問題と
してはあるかと思うので、それを列挙していくとまた逆に大変かと思うので、む
しろ最初の後藤構成員が御提案のように、「管内に所在する全ての子ども」というふうに

しておいて、その列挙はむしろ避ける方が、あるいはもし列挙するのだったら別立てでやる方が良いかもしれないです。

どうぞ。

○奥山千鶴子構成員 利用者支援の方も、1つ前の「3. 対象」のところに、幅広だけでも、特にこの年齢層をみたいな書き方もあると思いますので、「3. 対象」のところにもう少し書き加えるというやり方も、今の御意見を踏まえてあると思ったのですが、いかがでしょうか。

○松本座長 どうでしょうか。対象のところで特に重点的年齢層というイメージは私はなかったのですが、逆にそういうことが良いのではないかという御提案ですが、それについて御意見はいかがですか。私はあまり年齢を絞らない方が良さそうな気がします。ただ、具体的にこういう場合が特に漏れやすいですからということ、どこかで例示があった方が良くもありませんけれども、ここに書き込むと、そこに特化されるおそれはありますね。

他はいかがでしょうか。

では、今の御提案についてはそういう形で、この例示は抜いて、むしろ「所管内に所在する全体の子ども」ということで強調するというふうにしたいと思いますが、よろしいですか。

他はいかがでしょうか。どうぞ。

○北村構成員 確かに列挙してしまうとよくないのですが、その後に予防接種とか、こんには赤ちゃんとか、そういった母子保健事業に基づく状況とか、そういった部分も全体の全ての子どもなんだというところで見ると、本当に母子保健事業とのつながり、子育て世代の包括支援センターとのつながりというところが、論点としてはすごくクローズアップされていて、10代後半、少しこだわってしまうのですが、15歳以降、16歳、17歳といったところの支援というのが、全体的に読み取ろうと思えば読み取れる形にはなっていると思うのですが、少し特化されている部分もあるのかなと感じます。

○松本座長 そうですね。そうすると、むしろ「①実情の把握」のところを、母子保健ベースの議論だけではなくて、例えば学校教育とか、保育であるとか、あとは学校との関わりで見えてくることということも、同じようなトーンで書き込むという方が良くもありませんね。特に不登校、あるいは中退学を含んで。

他はいかがですか。どうぞ。

○奥山真紀子構成員 「①実情の把握」と「③相談対応」と「④総合調整」ですが、どちらかという、子ども家庭支援全般に関わる業務の下に、もう少し全体を見るのだという趣旨を入れて、その中で「実情の把握」「相談対応」「総合調整」を入れていった方が良いのではないかと思います。

その中で私は重要だろうと思ったのは、先ほどの北村構成員からのお話もあったように、地域での自立支援がとても重要だろうと思うのです。そういう意味でも、実情の業務とい

うところになかなか入りにくいのですけれども、生まれたときから自立支援までの縦軸のことも、そういう支援の流れがあるのだというようなことを全般の業務の下に何か1つ文章を書き加えて入れたらどうかと思います。

○松本座長 そうですね。今のは「4. 業務内容」の「(1) 子ども家庭支援全般に係る業務」というところで、①と入る前ということですね。①に入る前に何行か前書きのようなことがあって、それで①、②とやっていくと分かりやすいのではないかということですが、そういう方向で文言を検討するということがよろしいですか。確かにその方が①から④のところははっきりすると思います。

そうすると、(2)はいかがですか。重点的にというところで、奥山構成員からの提案は、危機判断と対応として、最初の入り口のところをもうちょっと独立して書いたらどうかという御提案です。ここについて御意見はいかがでしょう。

通告があったときどうするかという話をちゃんと書いておこうということですか。

○奥山眞紀子構成員 はい。通告と、今度は要支援の情報提供が関係機関からあるわけで、そのときやはりきちんと聞き取って、危機的な状況なのかどうかをちゃんと把握しなければいけないのではないかなと思って入れました。安全確認とかはすることになっているわけなので、ここにきちんと入れておいた方が良いのではないかと思います。

ただ、そこでちょっと悩んでこんな長い書き方になったのですけれども、要保護児童の場合は児童相談所への送致で済むのですけれども、妊婦さんがおなかをたたいて何とかおろそうとしていたり、自殺したいと大騒ぎしていたときにどうするかとなると、それは児童相談所ではないのだろうと思って、それで関係機関と連携しながら危機対応をするという書き方にしたのですけれども、その辺は難しいなと思いました。

○後藤構成員 今のお話だと、特定妊婦についても、少なくとも大分では妊婦の段階から児童相談所が受けていますので、別に差し支えないかなと思います。

○渡辺構成員 特定妊婦に関してはやはり保健師が発言しなければいけないかなと思って、今、発言させていただきます。ここにいる2人とも、うーんというので、全国的にそうだと思いますが、おなかに赤ちゃんがいる状態で児童相談所の方の対応は現実的には難しいです。市区町村の保健センターに連絡があり、そこでの情報提供を得て、協議しながら進めていく。

妊婦さんの場合、医療機関からの連絡は児童相談所にはまず行かないですね。ほぼ市区町村の母子保健担当部署の保健師宛てに直接入ることが多いですので、ここの部分に関しては市区町村の保健師がしっかりしていかなければいけないところであり、かつ、精神保健に関しても、保健師は基礎教育の中でしっかり学んできていますので、基本的な理解は子どもの虐待に関わる専門職の中ではしっかりあるかなと。

それとあわせて、今国の方でもやっておりますが、自殺対策に関しても、保健師がかなり手を入れて取り組んでいるところですので、精神保健絡み、そしておなかの中に赤ちゃんがいる状態の特定妊婦さんということになれば、ここは市町村の保健師さんが取り組む

べきところになってくるのかなと思います。

○後藤構成員 一義的にというか、最初に受けるのは多分そうだと思うのです。先ほどの話は児童相談所への送致の関係だったので、送致とするかどうかは別にして、児童相談所ももう早期から一緒に関わるといことは必要だと思うのです。例えば生まれた後に特別養子縁組を想定した里親委託をするということもあるでしょうし、生まれてすぐ分離をするということも当然あるわけですから、そういうことは想定しておいて良いかなという趣旨でした。

○松本座長 今の御発言は特に矛盾はしないと思います。基本的に地域ベースでやるということなので、そのときに特定妊婦さんは母子保健なり保健師さんが中心になるだろう。ただ、そこで児童相談所は知らんよという話ではなくて、必要に応じて、その後のことも見越して協働するということは当然あり得るし、そうでなければならないという観点の御発言かと思います。

○渡辺構成員 そこで、今、里親さんのお話が若干出たので、話が広がってしまうかと思うのですけれども、実際、特定妊婦さんで産んだ後、お子さんが育てられないという形の妊婦さんはかなりの割合に上ります。そういったときに、できるだけ早期に養育環境を整えるという意味では、乳児院とかそういうところを経ないで、個々の親御さんのもとで育てられる環境を用意していくというのは一方ですごく必要かなと思っています。

児童相談所を経由してしまうと、早期の里親さんへの預けというのは体制としてまだ十分にとれていないものですから、相談の内容によっては、民間の団体のお力をかりてということが起こっている現実ということも、今後はやはり少し検討が必要なところかなと、特定妊婦さんの支援の中では強く感じているところであります。

○奥山眞紀子構成員 多分、今、渡辺構成員がおっしゃったのは、里親ではなくて特別養子縁組のことかなと思います。特別養子縁組のあっせん団体を経由すると、児童相談所は経由しないですね。産科の先生方の中であっせん団体も兼ねているような先生方も出てきているので、そういう意味では全部が児童相談所を通らない可能性もあるのかなとは思っています。

○松本座長 多分地域差もかなりあるということと、今後、特別養子縁組の枠組みをどうするかというのは、もう一つ別の大きな論点かと思いますので、このワーキングでそこを議論し始めると大変だなと思いますので、そういう問題の御指摘があったということで。ただ、特定妊婦さんの支援ということに関して言うと、保健師さんをベースにした市町村ベースでの支援が基本にあって、ケースによって児童相談所も関わるとい、ある意味当たり前のことですがけれども、そこは確認をしておきたいと思います。

他のところで、この業務内容について。

○奥山眞紀子構成員 先ほどのはどう決着すれば良いのかなと思ったのですけれども、児童相談所からの送致をどこにどう書き込むか。

○松本座長 そうですね。どこにというのは、要支援のところか。全体のところですかね。

後藤構成員の方は。

○後藤構成員 私が御提案したのは、ひとまずは「③相談対応」のところに置いて、その上で奥山先生のように危機対応のところにも重複して置いても良いかなという気はします。そうしませんと、通告も要支援児童等の情報の提供も、要保護児童、要支援児童のところになってしまって、③のところは相談対応しか残らない。それで良いのかなという気もしたのです。

○松本座長 両方に置いたらどうかという御提案ですね。この点については、御意見はいかがですか。

今の後藤構成員からの御提案で特に御異論がないようでしたら、そういう方向で最後のまとめの方で整理させていただければと思います。

他はいかがでしょうか。

○鈴木構成員 送致、委託のところ、奥山構成員が出されたのと、もとの資料とを見比べていて、基本的に私も一番危険なのがキャッチボールで落ちてしまう事例だと思っているので、ここのところを書き加えてほしいというところで、今回赤字で書かれているので、かなり補充されたという認識ではあるのですね。ただ、奥山構成員のだと64ページで、今日配られた案だと4ページのそれぞれ⑤のところ、奥山構成員が先ほど話されて、青で書いているみたいに、行政処分の主体がどこなのかというところは明確にしてほしいなというところと言うと、青字のところを前提にしている、もうワンクッション欲しいのは、行政処分の主体は児童相談所なので、児童相談所がそれなりの資料を提示して説明をするという文言を、アの段階、イの段階、ウの段階とありますが、どこかしらに入れてほしいなと思います。

奥山構成員のウのところ、「前に」が削られてしまっていて、「協議を行い」になっているのですけれども、このところは「前に」というところは絶対に落としてほしくないなと考えております。

○松本座長 当初資料の4ページの赤で書いてあるところですね。奥山構成員の提案では紫になって消えているところですね。奥山構成員の紫は消しているところですね。残した方が良いのではないかという御提案ですが、それはそうだと思いますね。

もう一つは送致、ここで言うところ、児童相談所が措置をした責任があって、基本的に主体になるということはこの中にもより明確に書くようにということですね。

○高松構成員 児童相談所が適切にということで、行政処置を背景にということですが、ここの文言についてはあった方が市町村にとっては。

○松本座長 ここの文言というのは。

○高松構成員 奥山先生が書いたところですが、行政処置を背景に児童相談所のもとに置いて行われている支援だということが明確に書かれてあり、すごく分かりやすいかなと思います。市町村が安心すると思います。できれば、介入というところにおいても、支援を適切に受けられる親については市町村がもう入っているのですけれども、支援を適

切に最初から受け入れられないような家庭についてというところで、介入についても児童相談所の行政処置というところがもうちょっと加えても良いのかなというのを個人的に思っております。

以上です。

○松本座長 後段のところをもうちょっと御説明いただけませんか。私はまだ意味が上手くとれなかったのです。

○高松構成員 ⑤のところですか。先ほど、奥山先生が青字で訂正されたところなのですが、
「支援を適切に受け入れられない親などに対して、児童相談所の措置という行政処置を背景に行われる支援である」というところが、そこは市町村にとってはすごくありがたい内容だなということで発言させていただきました。

また、介入というところもあると思うのですが、支援を適切に受け入れられない親というのは介入の難しい親なので、そこも児童相談所の行政処置みたいな文言があると、市町村はより入りやすいのかなと考えていたところでした。

○松本座長 介入という言葉を入れるという意味ですか。おっしゃっている意味は分かったのですけれども。

○高松構成員 だから、そこがあると市町村はすごく安心するなというところで発言させていただきました。

○奥山眞紀子構成員 だとしたら、例えば「支援を適切に受け入れられない親や強い介入が必要な親に対して」という言い方にした方が良いのかもしれませんが。親というよりは家庭に対してとした方が良いですかね。

○松本座長 そうですね。そういうふうにした方が良いかもしれませんね。

○奥山眞紀子構成員 すみません、私、間違えました。青字の2行目の「行政処置」と書いていますが、「行政処分」です。

○松本座長 介入という言葉はちょっと幅が広いので、介入という形で書くと、それはまた逆にどういうことを含むのかというのは。

○高松構成員 すごく悩んだところではあったのですが、現場にとってみたら、児童相談所の介入というのはすごく重要です。もちろん市町村が何もしないでそのまま丸投げして、児童相談所に入ってというのではないのが前提ではありますが。

○松本座長 児童相談所もちゃんと家庭に権限を持って入ってくださいなという話を書いておこうということですか。

○高松構成員 はい。

○奥山眞紀子構成員 分かりました。さっきのは取り消して、児童相談所も介入的な対応をしているところに支援として市町村が入るということもありますよねということなので、その辺のことを上手く書ければ良いかなと。

○松本座長 分かりました。言ってしまうと、ぶん投げられるのではないということですよ。よろしく、あとは知らんよと言われても困ると。それはみんな危惧しているところ

だと思しますので、むしろ一緒に取り組んで協働するというときに、支援的な関わりをしながら、児童相談所がもうちょっと権限を持った形での強い関わりを一方で行うというケースはあるということをきちっと書く。

○奥山眞紀子構成員 イのところで、私としては上手く親が支援に乗らないときに、また児童相談所が出ていって、ちゃんと支援に乗りなさいねと言わなければいけないというつもりで書いたのですけれども、それだけではなくて、その親に必要な児童相談所の介入と並行してやるのだというところをちゃんと書き込んだらどうかと思いました。

○松本座長 そうですね。並行して協働してやるということですね。あっちからこっちにぽんとバトンタッチされるのではなくて。

趣旨は大体皆さん了解されたと思しますので、その点の書き方については。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 事務局から1点だけ。奥山構成員が追加していただいた62ページから63ページの通告とか関係機関からの情報提供があった場合の対応で、これに追加して書くことは非常に良いと思うのですけれども、実際にこの手順とか対応については、これから年度末までにまとめていくガイドラインの中に、要は新たな指針の中に具体的にいろいろと書いていくことになるので、これはあくまで設置運営要綱ですので、どこまで具体的に書くかという書きぶりなり、文言は調整させていただければと思っています。

○松本座長 いずれにしても、これは市町村の援助指針も改定するという中でも、今ここで出ているような議論はきっと書いていく、生かしていくということが前提だと思いますね。むしろこれは一旦案としてまとまったときに、次の議論としてそこはもう一度というか、ワーキングの次の大きな仕事ですので。ただ、今の段階で御発言いただくことはとても大事なことだと思います。

他はいかがでしょうか。どうぞ。

○山本内閣官房内閣審議官 追加ですけれども、今、この奥山先生の方の64ページの修文でございますけれども、今日の御議論を踏まえて、また御相談させていただきながら修文作業をやっていきますが、一方で、今、奥山先生の案では消えている部分の中で、特に市町村でこういうことはやっていただきたいという観点から残しておいた方がよい部分もあるかもしれませんので、これはまたよく検討させていただいた上で、全体の調整をさせていただければと思います。

○松本座長 ただ、御提案の趣旨はきちっと児童相談所が責任を持っていることで、ぶん投げるのではなくて協働して行うような趣旨なのだということは御異論はないと思いますし、そこを生かす形で書き込むということは全体の方向として御異論はないかと思います。そこはよろしゅうございますね。

どうぞ。

○新澤構成員 この話の前段で、対象の年齢層のイメージの話が出たのですけれども、現実の現場の中では、例えば19歳、二十というか、終わるというか、終結というような部分

に関していろいろな課題があるかと思うのです。ただ、それはガイドラインという中で適切なところに移管するとかがあるのか、児童という枠組みを超えた中で継続していくということが考えられるのか、その辺はガイドラインのところで扱うという形になりますか。現実の現場ではたくさんいろいろなことが出てくると思うのです。

○松本座長 今のは大事な論点かと思えますけれども、個人的な意見としては、児童福祉法の年齢を超えたところもカバーしていく、ちゃんとならないでいくということも含んでということはどこかにあった方が良くかなと、今の御発言を聞きながら思いましたけれども、そこはアフターケアのところだけですので、関係機関との連携という中にそこをどうきちっと書くかということですね。そこはいかがですか。

○吉澤構成員 これも運営指針の中に入れるか、ガイドライン等の中に入れ込んでいくか、細かい話ではあるのですが、現場の感覚として「④支援及び指導等」の最後に記録のことが書いてあって、「管理・保管する」というふうに整理されているのですけれども、実際の業務の中では、中には特定妊婦から始まって、18歳で切るのか、20歳で切るのかというのはまたいろいろ議論があるところではあります。いずれにしても、この拠点の中で、例えば保育園、小学校とか中学校という大きなくくりの中で、子どもの過去の情報が漏れること、引き継がれないことというのは非常に大きくて、子どもにとって、例えばゼロ歳のときに要保護に上がった、一旦閉じたのだけれども、また小学校になって上がったということはよくあることなのです。そういうときに、ゼロ歳のときにその子どもに一体何があったのかということは、小学校に上がったときにしっかりと還元されないといけないというすごく重要な役割がこの拠点の中には日々あるなと思っています。

そういう意味で、保管・管理ということについて、責任を持って市町村が情報管理しておくのだということ、一つの重要な機能として位置づける必要があるのではないかと考えています。それをここの形でこういうふうに一旦は整理して、もう少しガイドラインの中で細かく書くということは、それでも良いかと思うのですけれども、むしろそれは先ほど奥山先生がおっしゃったように、縦軸でしっかり子どもを見ていくのだというところでは、一本抜き出ししても良いのかなというのが現場の感覚としてはあります。

○松本座長 大変重要な御指摘だと思います。そこは強調する。実際の現場のところで欠けがちで、かつ必要なことだと思いますので、拠点ができるということを通して、きちっと情報が子どもの成長に合わせて伝わっていく、あるいは活用できるようにそういうことをやるのだよ、そういうことも大事だよということですね。

○吉澤構成員 そうですね。あと、転居等をして、その自治体に聞けばそのときの情報があるということが非常に重要で、子どもの利益につながると強く思いますし、保護された後、子どもにあなたはこんなふうに大事にされたのだよということを返すようなことも実際あるのです。もう少し大人になってから。そんなこともあるので、情報は子どものために還元されるということはすごく重要なことだと常々思っております。

○松本座長 では、そのところを含めて、もう少し明確な形でこの中に書き込んでいっ

て、かつ指針のところにも入れていくということだろうと思います。

他はいかがですか。奥山先生。

○奥山眞紀子構成員 どこにどう入れ込むのか迷う問題の一つが障害の問題なのです。障害の問題をどこにどう入れ込んだら良いのかというのが私も判断がつかかねているので、そこを考えなければいけないかなということ。

それから、先ほど来、縦軸の話も出ているのですけれども、小さな町村なんかだったら、当然障害も老人も子どもも一緒に見ていくという方向にならざるを得ないのだろうと思うので、周りとの関係、他との関係みたいなのが後に出てくるのですけれども、そういう意味でもその辺も少し視野に入れながら書いていった方が良いのかどうかという、2つ私が今気になっているところです。

○松本座長 1点目の障害、特に障害児のところについては、者も含めて、たしかこれは意見書が届いているところも同じ趣旨かと思えますけれども、まだここでちゃんと議論ができていない。でも、実務的にも実際に地域のリソースを考えても、そこは何か書いておいた方が現場の混乱がないかなとは個人的には考えています。

2点目は趣旨が分からなかったのですけれども。

○奥山眞紀子構成員 前に出していただいた、厚労省としても新たな社会福祉みたいところで、障害と高齢者と子どもはなるべく一緒に見ましようみたいなものもあるし、小さいところではどうなっていますか。

○松本座長 では、お願いします。

○山本内閣官房内閣審議官 事務局からお答えしますと、今、奥山先生が言われた件については、地域における包括的な支援体制を作っていこうということで、従来の縦割りの対象者だけでなく、家族全体の課題を捉えて、高齢者でも、障害者でも、子どもでも、いろいろな困難を抱える人たちの対応をトータルに捉えていくという体制を作っていこうということで、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部というのを夏から厚労省も立ち上げて、今具体的な検討を行っているところでございます。

特に小さい規模だとその必要性も高まってくるかなとは思いますが、そういうことで、子どもの相談機関においても、当然家族全体の、高齢者の問題であったり、障害者の問題であったりということも踏まえて、これは把握して他の機関につなげるか、場合によっては将来的にはそこで支援も行える方策を考えていかなければいけないという議論を行っているところでございます。

これは「我が事・丸ごと」で、近々というか来週になるかと思えますけれども、大体の大きなビジョンというものを省として何らかのものを示さなければということで、今、検討を行っているところでございますので、その中身を見ながら、少し書き加えられるところが出てきましたら、今回のペーパーの中にも少し盛り込んでいければと思っています。

○松本座長 2点目のところはそういうことです。ただ、これは趣旨として地域の子どもの関連する施策をちゃんとまとめましようというときに、子ども施策と大人施策はやはり

切れがちになるということはどう考えるかということ。特に、家族の中に例えば病人がいらっしゃったり、精神保健の問題があるときに、子どもの側がケアラーになっていくようなことも含めて視野に置いておかないとまずいかなと思いますので、その点をどういうふうに今後入れていくかということは大変大きな課題かなと思います。

もう一つ、障害児施策との関連で、特に地域のいろいろなリソースを考えると、どこに書いたら良いかというのは別にして、そこについてもきちっと連携をとる、あるいは含み込むという観点での議論は必要かなと思います。

井上構成員。

○井上座長代理 そのこのところはとても大切で、いかにしてそういう子どもさんたちが見つかるかということをもまず考えていく。その一つは、母子保健の中の乳幼児健診とか、そういった中で見つかってくる子どもさんが一群、そこでスルーパスされていたのですが、今度学校に入って行って、そこで気づかれて相談に乗ってくるというのが二群なのです。ですから、基本を考えますと、母子保健の段階のところと学校保健のところ、この2つのところでその方たちが見つかってきます。

見つけた段階で、ケアのところは現時点では、完全に発達障害のところは文科省の方に長期フォローのところは移っているところがありますので、名前としましては特別支援連携協議会というのがあります。それから、先ほど言いました障害者の施設推進協議会というのは実は高齢者まで入ってしまっていて、その中に子ども部会というところできて、そこに子どもが参入していているという状況がありますので、そういったものとのすみ分けをきちんと見ていくのが必要ではないかなと思っています。

以上です。

○吉澤構成員 今、井上構成員がおっしゃってくださったとおりでと思うのですが、現実的には出生のときからもう障害児であるというお子さんに関しては、これもまた障害児施策のところでも議論されているところですが、すごく早期に家庭に戻す、地域に移行するということが障害児施策として推進されていますので、現実的には地区の母子保健の担当の保健師のところに病院から連絡が来る。連携しないで帰されるということはまずないのが現実ですので、親御さんからか、もしくは病院から必ず母子保健の地区の担当の保健師に連携がされます。

その後、障害者総合支援法の中に、児童福祉法と絡みながら、子どもの支援が障害サービスとして提供されていきますので、母子保健で保健師が最初に病院等に行くときには、障害の部分と一緒に退院前からサービスの調整をし、児童の計画相談の担当者もあわせて退院前からカンファレンスをして準備をして帰ってくる。今、東京ではそのようにされていることが多いかと思っています。

ですので、その中で虐待のリスクというのはもちろん把握していきますので、そこは母子保健というか、障害児というふうなことも含めて、子どものこの部門、今回、拠点の部門と連携しながら、いろいろサービスを組み合わせて、全体的に市町村の中で支援してい

くという仕組みが現実的にはもう進められているところだと思っています。

ただ、この7ページに「庁内の関係部局との関係」というところが赤字で今回つけ加えられていますので、そこに福祉担当部局というところに障害福祉ということが書いてあるので、ここに子どもということ、障害児ということもあわせて書き入れる程度のことぐらいはしておいた方が良くかなと思いますけれども、あとはガイドラインのところでもう少しきめ細かく書いておくと、市町村も動きやすいかなと思います。

○松本座長 分かりました。今の御指摘も踏まえて、大人とのサービスの関係をきちっとつけておくということと、障害児施策との関係をきちっとつけておくということはちょっと意識してもう少し強目に書くということで、今後の議論につなげていくということだと思います。

それで、予定した時間はかなり延長しているのですけれども、重要な議論なので、もう少しだけここに時間を割いて、3時15分あたりにはヒアリングに移るようにしたいと思います。4時を若干回るということがあるかもしれませんが、御了解ください。4時を若干回るとなると、集中力の問題もありますので、あの時計で3時には再開するというので、5分、ちょっとブレイクを入れて、まだ重要な論点が残っていますので、この議論を継続したいと思います。

(休 憩)

○松本座長 お約束の3時になりましたので、再開したいと思います。

進行でございますけれども、この場所が4時半から別の会議が入っているということで、4時は若干超えると思いますけれども、そう長くは超えられないという状況ということは御理解をいただきたいと思います。この後、岡山県の方から、いろいろな状況、取組をお聞きする時間を確保したいと思いますので、3つ目の議題のところは少し時間を当初の予定よりは短縮して、今後の進め方の確認というあたりで、今日のところはとめさせていただければと思っております。

ただ、今日の一番の大きなことは、運営指針案の確定でございます。それで、進め方ですけれども、実はこの後コアメンバー会議が予定されていますので、ここで出た御意見そのものは、もう一度コアメンバー会議のところで整理をして、最終的に文言に書いていくというふうになりますので、そこを含んで、場合によってはここはこういうふうな方向でというふうにして出していただいて、方向だけを確認して、先に進んでいくというふうにしたいと思います。

今の支援内容のところ、他に御意見はありますか。もしあれば出していただくということです。

○加藤構成員 では、1つだけですが、5ページの(4)の②に養子縁組の家庭がざっと来て、支援拠点は支援を行うと書いているのですが、具体的にはどういったことをイメー

ジして書かれているのかということをお教えいただきたいと思いました。市の方に情報が入るといった意味なのでしょうか。かなり慎重にしないといけないことかなと思って、この内容がちょっと分からない。

○松本座長 養子縁組をしたら情報が全て入るのか、全てを対象にするのかということですね。資料の5ページの「その他の必要な支援」のところですね。

○加藤構成員 子どもに真実告知をしてなくて、漏れたら大変ですよ。

○松本座長 そこは確かに慎重にしなければいけないということも含めて、こういう書き方で良いのかどうかです。児童相談所が里親と並べるのかどうかも含めてですね。御提案としては、もう少しここは。

○加藤構成員 丁寧に書いていただいた方が分かりやすいなど。

○松本座長 どういう場合にとこのようなことを。

○加藤構成員 そうですね。

○松本座長 分かりました。他はいかがでしょうか。趣旨は皆さん了解されていると思いますので、どういう場合にとすることは丁寧にということですね。

○加藤構成員 もう一つ同じ、上の①ですけれども、「協議会の活用などにより」というより、実際にもう既に実務者会議で定期的に審議されたりしているので、「活用（実務者会議や個別ケース検討会など）」ときっちり書いていただいた方が良いかなと思いました。

○松本座長 協議会というのをもう少し具体的に書くということですね。

他はいかがでしょうか。

○北村構成員 先ほどの障害の相談のところですが、たしか28年3月に新たな家庭福祉のあり方の提言の中で、児童相談所の障害の相談については、医療機関の方に心理判定に移して行って、障害の相談というのは医療機関の方で療育手帳の判定というか、そういったものもできるのではないかという御意見もあったかなと。障害の相談については児童相談所から切り離していくようなイメージもあったかと思っておりますので、それをこの拠点が担うのかどうかということもあるのかもしれないのですが、障害の相談についても、将来的にどんな形になっていくのかも踏まえて、ここの中で少し触れられるのは良いかなと思いました。

○松本座長 他はいかがでしょうか。今出させていただいて、この後のコアメンバー会議で少し検討させていただくという進め方にさせていただければと思います。

実は時間の関係で今の議論を一旦終えて、次のところに移りたいと思います。まだ大きなところ、「5. 設置形態等」「6. 職員配置等」「7. 施設・整備」「8. 関係機関との連携」と残っていますので、そこについても全体の方向だけは確認しておきたいと思っております。

○奥山眞紀子構成員 質問も含めてですけれども、虐待対応専門員の上乗せ配置という形で書かれているのですけれども、全体の人数の上乗せで、虐待対応に限ってというわけで

はないのではないかと考えているのと、ここを虐待の相談件数にするよりは、私は対人口比で最低何人という方がよいのではないかなと思っています。人口比か子どもの人数。

というのは、どこまでを虐待相談ととるのだというのもあって、要支援までとるのかとか、みんないろいろ考えてしまうところもあると思うので、ここはもう少し分かりやすくしてほしいと思います。もう一つ質問ですが、実際にどのぐらいの人数になるのか、今分からないのです。例えば吉澤さんのおられる渋谷区では、これだとどのぐらいの人数になるのかというのが分かれば教えてほしいと思いました。

○松本座長 今、職員配置のところで御質問が出ましたので、設置形態の種類のところを逆にして、職員配置のところからと思いますけれども、これは大きなことなのでどうしようか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 資料の8ページに「(3)配置人員等」があります。そこに、例えば小規模型Aで子ども家庭支援員を常時2名とかありますけれども、そもそもの基本的な部分を見童人口に応じて何人という配置を考えておりますので、ベースの部分は児童人口比で何人置きますよと。さらにプラスアルファで、これまでのコアメンバー会議での議論がありましたけれども、こういった虐待の対応件数が多いようなところについては、さらに上乘せをして、しっかりと今回強化すべき部分については対応していかなければいけないのではないかとということで、これは児童相談所の配置標準の算定式を参考にさせていただいて、プラスアルファ分については虐待対応のというところで考え方としては整理をさせていただいたということですので、基本分については児童人口でそもそも置いていただく。さらにプラスアルファで相談件数、こういったものでないと、全国的な指標がないということもあるので、今回こういった提示をさせていただいたという趣旨であります。

○松本座長 相談件数でやるというのは、年によってかなり変動しますよね。その変動にそれぞれの市町村がどういうふうに対応するのかとなるので、児童人口でやる方がすっきりする方が気が私はしますけれども、ここは大事な点だと思いますので、いろいろ御意見をいただければと思います。

では、加賀美構成員、その後、加藤構成員。

○加賀美構成員 これはまた全体のメッセージ性になるのですが、虐待に特化したような支援拠点というイメージが強調される危険性があるので、こういう分類の仕方では虐待専門員みたいな表現そのものもあまり私は適切ではないと考えます。当然やらなければならないこととして出てくるだろうけれども、あえてそういうことを強調するということがない方がよいという意味で、虐待相談件数を基本にしてというよりも、子ども人口で割り振っていくという考え方の方が健全だろうと私は思っています。

以上です。

○加藤構成員 同じく、件数になりますと、過去に調査いたしましたら、同じ人口でも件数が大幅に差がありました。ですから、人口の中でちゃんと働けるようなマンパワーを確

保しておくというのが、やがて件数が増加するかもしれないという、均質にアップされるという、そういった効果があるのかなと思います。

もう一つ、この職員配置等と関係してくるかなと思うのですが、この職員は専門職だけかということです。行政職というか事務職の人も、予算の関係とかいろいろな書類作成などで能力が高いですので、そういう人たちをどこかに書いていただきたいと思います。

それと、「6. 職員配置等」のところで、これはミニマムであるということをごどこかに明記していただきたい。この計算式でいくと、既にこれを超える自治体もあると思うのです。そうすると減らされるのです。ですから、是非これは最低限というふうに言っていただきたいと思います。

○奥山眞紀子構成員 人口比というのはどこに書いてあるのですか。児童人口何万以上と区切っているという意味ではないですよ。人口何万人に対して1人というのをきちんと決めた方が良くと思います。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 児童人口を0.9万人、9,000人に1人、常勤職員を配置するという算定になっています。

○奥山眞紀子構成員 どこに書いてあるのですか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 ここには明確には書いていません。

○松本座長 そこは書かれていません。何人から何人まではというふうに。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 ここの人数を書いた算定の根拠が0.9万人に1人。

○奥山眞紀子構成員 だけど、大規模型だっているいろいろな人数があるので、こうやってカテゴリー化するのではなくて、人口比に何人というのをまず書いて、その上でそれより少ないところに手当をするというふうに考えて、カテゴリー化しない方が良くはないかというのが私の意見です。

○松本座長 これは確認なのですけれども、例えば何人というふうにしたら、これは自治体の側からすると、この人数をつけたらお金はどこから出るのか。そこで、これをつけて増やそうかとなるか、持ち出しだったら今度は減らそうかというふうに働くので、自治体の方の動き方が大分変わりますので、そこも含めて議論しないとまずいと思います。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 前提として、この支援拠点は自治体の設置義務はありませんので、努力義務になっているので、こういう機能を持った支援拠点を設置した場合に、今もお示ししている最低基準の人数の職員を配置した場合に、基準額として幾らということで国の方から財政支援を行うという構図になります。なので、その最低基準の人数以上配置したら、またさらに加算、お金を配っていくというシステムになりますので、要は最低基準のところのいわゆる基準額のところのベースを今議論していただいているという話です。

○吉澤構成員 コア会議のところで、ざくっと最初2番がないと、それこそうちの自治体なんかは半分で良いという話になると、では良いのではないのとなるような自治体もあったら困るよねというところで、今、竹中補佐は私の意見を聞いてくれてこういう算定式を

作ってくださったと思われるのですけれども、この中でも第4回目か3回目のところで、ケアマネジャーではないですけれども、担当の子が50名を超える要保護のケースマネジメントをするのは現実的ではないだろうということがあって、そういう受け持ちのマネジメントの数みたいなものが人数に反映できるような、何かそういう算定式みたいなものが作れないだろうかということがコア会議の中で話されたので、多分とりあえず作ってくださったのではないかなと思います。

ただ、言いたいことは、もうこの基準がありきで、では減らそうということにならないような書き方をしてくだされば、それで良いかなと思います。

○松本座長 今の経過の方は本当にそうで、特に忙しいところが逆に減らされるということは困るだろうという議論の中でこれが出てきたというのはそうですけれども、どういう形で。

では、自治体の方で作ったら、この分の人件費は国の方から出しますよという基準だというふうに自治体の方が受け取るということによろしいということですよ。だから、これは作った方が良いでしょうよという誘導もあると。

○奥山眞紀子構成員 それにしても、そんなに少ないというのはまずいと思います。それぞれの子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員と、虐待対応専門員というのを入れるかどうかはともかくとして、全体の人数に関しては最低どのぐらいということをやまず人口比か子ども人口比かで全部決めた上で、それが人口比でいったらゼロになってしまうところに対して対応を考えるという方が良いのではないかと思います。

○吉田雇用均等・児童家庭局長 誤解があるといけませんので、今の座長が確認いただきましたように、あるいは先ほど事務局から御説明申し上げましたように、努力義務の拠点に対して一定の業務をお願いし、それに向けて今回、御議論いただいている部分で、標準という言い方をしながらも、あえて最低配置という言葉で両方かませることによっての人員を御提案させていただきたいと思っているのですが、あくまでもこれは地方公務員の人件費でありますので、これを置いた部分について国が全部それに関しての費用を見るという仕組みはありません。あくまでも補助制度という形ですので、今回、予定では明日になりましょうか、29年度の政府案としての予算を政府全体として決める中で、全体の枠組みを決めていくことになろうと思いますが、あくまでも他の制度の並びで補助率は2分の1という形になっておりますので、誤解はないかとは思いますが、あくまでも市区町村は自分のところの負担も加味しながら、最終的に最低基準としての標準人員を見、業務量を見、最終的に人を張られるという仕組みである点をあえてつけ加えさせていただきたいと思えます。

○松本座長 そうすると、確認ですが、これの人数の2分の1が国庫補助で2分の1は持ち出してくださいねということだと。例えば上乗せしたら、上乗せ分についても2分の1は見ますよということ。上乗せしたら、上乗せ分の2分の1は自治体の方で見てくださいねと。そういう仕組みだということですね。そこは議論の前提として確認をして、ここを

議論をしたいと思います。

○安部構成員 人員配置の議論というのは、特に小さいところはこの人数を確保する、最低でも2人ですけれども、どうやって確保しようかという議論もあり、逆に大きいところは減らされるのではないかという議論があり、その両方の難しさの落としどころということになるので、もちろん掲げれば掲げたで良いのですけれども、国からこれを示されると、やはりこれをしなければいけないというふうに、市町村にとっては、特に任意業務であれば、例えば子ども家庭支援相談は市町村の業務なので絶対しなければいけませんけれども、拠点業務はできるだけしてくださいという業務になってくると、もう置かないという形になってしまう可能性もある。逆にそちらの方が怖いのではないか。

そういう意味で、不十分だけれども、とりあえず定めて、それを永久にこの体制ではない、とりあえずナショナルミニマムとしてこういう体制を全部の市町村でとっていきましようよというところを作っていくことが大事かなと思いました。

○松本座長 ここにどう書くかというのは大変難しいと思いますけれども、一方で作って減らされないということをどのようにちゃんと書くかという問題です。他はいかがですか。

ここも多分いろいろな御意見があると思いますので、この後のコアメンバー会議でもう少し議論を継続させていただければと思います。

あとは、類型のところも、地区割りも小規模型A、B、Cというふうにして人口も出していますけれども、ここもある程度こういうふうにして切るしかないのかなと思っています。小さいところをどこまで細かくするかという問題と、大きくなり過ぎないようにというふうにするか、この2つなのだろうと思います。

標準型というふうにして、大体これぐらいのところで、逆に言うと、上限のものを設けるということはあるかもしれませんね。何人を超えてはいけないとか。それはあまりしない方が良いでしょうかね。100万人に1つというのもちょっと。

○鈴木構成員 自分の理解がここと違うのかがあるのですけれども、コア会議での話では、奥山構成員も話されていましたが、子どもの人数で原則は決めると。ただ、それが最低ラインというか、さらにもう一個の基準としては、虐待対応数というのはすごい大きいところがあるので、それは子どもの人数だけではなくて、その分は足しましょうというのが一つあって、それは合理性はあると思うのです。現場でやっているのは、虐待対応というのは自分の機関だけではなくて、児童相談所との関係が絡みますし、警察との関係が絡まったり、裁判が絡まったりするので、その分の負担と労力と時間はかかるので、その分は上乘せしましょうというのが一つの理屈としてあると思います。

もう一つとして出ていてここに反映されていないのは、ケースとして、相談員1人が100人を超える場合には、その100を絶対的な上限にして、その部分の上乗せをするというのが2つ目としてあるのかなと。

3番目としては、一層の体制強化に努めることとあって、そこに読み込んであるのですけれども、そこを具体化して、現状の人数を下回らないというのが前提ですよとい

うのを書き込むというところで、何かしら今のを少し強化するというか、明確にすることができるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○松本座長 私の議事進行の下手際でかなり時間を押していますので、今いろいろ出た議論は、この後のコアメンバー会議でもう少し詰めさせていただくということによろしいですかね。

他に全体を通して。

○加賀美構成員 では、それに関連して。「(2) 主な職務、資格等」というところで、子ども家庭支援員で、そもそもコミュニティー・ソーシャルワークという言葉も使いながら、その資格等が保健師、保育士等というところで終わっているのがよく分からない。

実際問題、要保護児童対策地域協議会なんかの事務方に使っている、人がいないということもあるのですが、保育士が結構多いというのも現実であろうということでは分かるのですが、少なくともソーシャルワークというふうに話を広げていくのであれば、少なくともそれに近い、それができているとは言いがたいかもしれないけれども、社会福祉士とか精神保健福祉士等の役職名は入れておいても良いのではないかと感じがしました。

○松本座長 分かりました。では、どう入れ込むかということで、それはこの後に。

他に。どうぞ。

○奥山千鶴子構成員 7ページの「③庁内の関係部局との関係」というところで新たに入れていただいていると思うのですが、全ての子育て家庭にという観点から言えば、この部局の中に子育て支援とか保育とか、そういったところも入れていただければなと思いましたので、よろしくお願いします。

○松本座長 分かりました。その他他、いかがでしょうか。ここはコアメンバー会議で議論しておいてくれという観点で御発言いただければと思います。

○渡辺構成員 「(2) 主な職務、資格等」のところですが、子ども家庭支援員のところに保健師が入っておりまして、その後に保育士等の括弧がどこにかかっている括弧なのかなというところを確認していただければと思います。

先ほどの補佐の説明によりますと、児童福祉司の任用前研修の内容を想定という御説明があったかと思うのですが、その内容ですと、保健師や保育士というのは専門教育課程の中で一定の基準の勉強をしてから国家資格を取っていると思いますので、ここと児童福祉司の任用資格を有する者の研修の中身とが同じというのは、やはりちょっと無理があるのかなということで、ここの研修の内容についても議論をしていただければありがたいと思っています。

それから、虐待対応専門員という言葉が良いのかどうかという御議論もあるかと思うのですが、こちらのところに「児童福祉司の任用資格を有する者」としか書かれていないのですが、これはあくまでも市町村の相談業務ですよ。ということを考えれば、児童相談所の業務であれば分かるのですが、市町村における相談業務ということに関しては、既に保健師ですとか、幾つかの職種の者が対応している事実があります。そうい

ったことも加味して、ここのあたりの職務、資格等についての議論はもう一度していただいた方が良いのかなと思います。

○松本座長 括弧はどこにかかるのか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今の資格等のところで、子ども家庭支援員の児童福祉司の任用資格、保健師、保育士等ですけれども、ここでは基本的には要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の資格要件と並びということを基本的には考えていて、その中では保健師、助産師、看護師、保育士、教員免許状、あと児童指導員というものが要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職として配置されるようになっているのですけれども、そのあたりを想定はしております。

この前の議論の中で、そういった方々も確保できないような地方の小規模な自治体もあるのではないかとということで、特例規定ではないですけれども、経過措置として、今別のワーキングで議論いただいた研修を受けた者というものを付け加えてはどうかという位置づけになっているので、基本的には要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職というものと同等と御理解いただければと思います。

○松本座長 この間のコアメンバー会議で、この括弧というのは、特に人の確保が難しいところで、資格を持っていない人も研修を受けてできるようにしましょうという話だったと思いますので、そこは確認をしておきたいと思います。

もう一つは、虐待対応専門員のところは名称を検討するべきだという話と、もう一つは資格等について今の御発言は保健師等も含めて広げたらどうかと。現実にはそこが対応しているからという御発言かと思っておりますので、そこもこの後のコアメンバー会議で議論させていただきます。

他に。

○奥山眞紀子構成員 任用前研修を受けたら、保健師は児童福祉司の任用にならないのではしたか。なっていたような気がするのです。

○加賀美構成員 社会福祉士も。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それはなります。これはあくまでもそういったもとの資格を持っていない方ですね。まさに事務職員さんとか、そういう方。

○奥山眞紀子構成員 括弧の中はそうですね。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 括弧の中です。当分の間。

○奥山眞紀子構成員 ただ、児童福祉司の任用資格を有する者と保健師を外出ししているのは何故かなと思ったというだけなのです。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 保健師はあくまでも児童福祉司に準ずる者という位置づけで、要保護児童対策地域協議会の調整機関、いわゆる省令などに書いてあるので、保健師イコール児童福祉司ではないです。

○奥山眞紀子構成員 もちろんそうなのですけれども、そうすると児童福祉司の任用資格ということは、社会福祉主事とか何とかだったら任用前研修を受けた者というくくりをし

たいということなのです。保健師も任用前研修を受けた者は児童福祉司の任用資格ありということですよ。

○松本座長 ここはもうちょっと整理が必要かと思imasuので、この後のコアメンバー会議の方で引き取らせていただくということではいかがでしょうか。

他に、コアメンバー会議のところでも議論しろということがあればということですけども。

○北村構成員 1つだけ、心理担当支援員の職務ですが、本当に全ての子ども家庭という中で、子どもや保護者の心理的側面からのケアとなると、すごく幅の広い業務のように思えて、これを担う心理の支援員というのは相当な力量が、子どもも見られるし、親も見られるしというような感じでかなり幅が広いのかなと。ただ、児童相談所には心理士さんもいて、在宅の中で児童相談所がそういった専門的な心理判断というのもやる部分はあると思うので、市町村の心理担当支援員がどこまでやるのかというのがかなりざっくりとした幅広い感じに見えるのが少し気になりますので、そこを少しお願いしたいと思います。

○松本座長 加藤構成員。

○加藤構成員 7ページの上から2行目ですが、「子育て世代包括支援センターの機能と一体的に支援を実施する」という、この一体的に支援を実施というところが分からなかったもので、これをもう少し分かりやすく書いていただきたいと思いました。

それと、③のところの庁内の関係部局ですが、母子福祉もどこかに入れておいていただきたい。

○松本座長 分かりました。

そちらでお手が挙がりましたか。

○高松構成員 資格のところですけども、2番目の心理担当支援員というのがありますけれども、そちらの方を資格で取り出しする意味ももちろん分かるのですけれども、子ども家庭支援員の資格の中の一つにしても良いのかな、市町村によってはそういうところもあるのかなというところで、今発言させていただきたいと思いました。

○松本座長 なるほど。これはむしろ含み込んでという方が現実的ということですね。

どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 現実問題、震災が起きたとき、岩手に何人児童を見られる心理士がいるかというのは、岩手県全体で片手いないという話になるぐらいなので、やはり心理士と特出しするのは難しいのではないかと思います。だから、おっしゃるとおり、子ども家庭支援員の中の一つの資格として心理士を入れるという程度ではないかと思うのと、先ほど隣から声が聞こえていたように、何で心理士はスーパーバイズするのかという疑問もあるので、ここは検討した方が良いかなと思います。

○松本座長 そうですね。この3つの並びについては、心理士を特出しにするのかどうか、あるいは虐待対応専門員という名称はどうかということも含めて、もう一度確認をして、整理をするということが必要かと思imasu。

他は。

○加藤構成員 ただ、大分市は社会福祉士と臨床心理士を雇っているのです。臨床心理士というのは、長期の継続的な子どものケアという意味ではそれなりにやっていて、枚方も臨床心理士がたくさん雇われているということで、その雇われ方というのは子ども家庭支援員というか、児童福祉司という形らしいですけども、いずれにせよ、そういう心理的な仕事というの、実際に行っているところは行われているとは申し上げておきたいと思います。

○井上座長代理 加藤先生、その大分市のスタートは、実は担当の心理士が西澤先生のところを卒業して、その次にうちの方に入ってきて、長くおられた心理士さんだったのです。その方が結婚で大分に行かれて、大分でスタートするときに始めた。ですので、そういう要素を十分持った人が行って、その人が広げていったという状況がありますので、ちょっと違うかもしれません。

○鈴木構成員 コアで話せば良いのかもしれませんが、人をつけるというか、今回児童福祉法が変わって、どういう形でスタートしようかというときには、やはり中に入れ込むのではなくて、心理的な見立てというのは重要なので、自分たちがやってきたところも心理を入れたことによっていろいろな見方が変わってきて、仕事のやり方も変わってきたので、こういう形で別に出しておけば、その分もつけて補助金ももらえるという話であれば、プラスのことなのかなと。中に入れて見えなくするよりは、そういうのをよりやっていきたいと思いますという形であれば、別にした方が良いのかなと思います。

○渡辺構成員 その意味はとてもよく分かるのですが、今、臨床心理士さんの国家資格制度について議論されている真っ最中であるということも議論の中では検討していただきたいですし、臨床心理士さんの国家資格化に向けての教育プログラムの中には、子どもを特出ししている部分というのはあまりないのですね。そういったことも踏まえると、ここに臨床心理士と書いてあるのですが、これは学会認定の臨床心理士資格なのか、それも学会も幾つかあるというお話も聞き及んでおりますので、今これを早々にこういう形で出すかどうかは慎重に行った方が良いのかなと思います。

以上です。

○松本座長 分かりました。この資格のところについてはこの後の議論ということで、他のところで、特にここで議論というよりはこの後のコアメンバー会議で特に検討してほしいという観点での御発言もあればということです。

時間が押しているのですけれども、この後ヒアリングも予定されていますので、一旦、この議論は終えたいと思います。

今後の進め方ですけれども、この後、コアメンバー会議で整理をして、最終的な文言の取りまとめは座長、副座長のところで整理をさせていただければと思います。大きな方向としては、前段のところは大体固まってきたかと思いますが、後段の人のところについては御意見がまだまとまらないままというふうにしております。それで、まとまった

ものを一旦こういう方向でというふうにしてお出しをして、それでまた御意見をいただいて、最終的な調整は座長、副座長のところでさせていただければと思います。先ほどの議論も、1月の中下旬のところで一旦出すということもありますので、どういう形で出せるかということについては、こちらの方に御一任いただければと思います。少し議論を残したままでそういう御提案になりますけれども、それでよろしゅうございますか。どうしても我々の方でも判断がつかないとなったら、もう一度1月の下旬に緊急に集まっていたくということが出てくるかもしれませんが、その辺はお覚悟をいただければと思います。

続いて、2つ目の議事でありますアセスメントの問題に移りたいと思います。これについては、前回もここで御議論いただきましたし、また今日の資料3のところでは、意見がこれまで出たということについて取りまとめをいただいています。構成員からの意見、資料3というのは人材確保のワーキンググループの意見もまとめているということですね。両方まとめているということですね。

岡山の方からヒアリングというのは、前回、コアメンバー会議で岡山県の『「子どもが心配」チェックシート』を井上構成員の方から出していただいて、それでもう少し勉強してみようということになったということです。そのコアメンバー会議の後、私と井上副座長の方で話をして、事務局の方に御提案してこういう形になったということですので、その点は御了解いただければと思います。

それでは、薬師寺さんの方から、大体15分から20分ぐらいで岡山の取組について御発言をいただいて、その後、今後厚生労働省の方でまとめていくアセスメントシートについての意見交換を行いたいと思います。

では、お願いします。

○岡山県 岡山県倉敷児童相談所子ども相談課の初期対応班長で児童福祉司を拝命している薬師寺といたします。今日はよろしくお願いします。

岡山県での取組ということで、今日はこの取組が支援を必要とする子どもたちやその保護者の方々の役に立ってくれば良いなという想いで紹介させていただきます。

岡山県の基本的な情報を今回資料の中に入れておりませんが、ざっと御紹介しますと、県全体、政令市の岡山市を含みますけれども、人口が約188万人、18歳未満の児童人口が約32万人ということで、岡山市を除くと、児童そのものは約20万人というぐらいの規模の自治体であります。

27年度の岡山県児童相談所の継続を除く相談受付件数は3,939件で、相談件数そのものは少しずつ増えてきています。虐待相談対応件数につきましては、少し変動がありまして、27年度の岡山市を含む県内全体の児童相談所における件数は801件で、23年度の1,115件をピークに年々減少してきていましたが、昨年度は微増しております。

県の児童相談所だけの虐待相談対応件数は、昨年度486件です。種類別内訳では、ネグレクトが非常に多いのが岡山県の特徴だと昔から言われておりまして、全体としましては、身体的虐待61件、性的虐待が4件、ネグレクトが274件、心理的虐待が147件というふうに

なっております。

岡山県の自治体の規模といたしましては、岡山市を含めて27市町村で構成されています。倉敷市は中核市ですので人口約48万人。津山市が続まして人口約10万人ということで、次に6万人規模の自治体が2つ、5万人規模の自治体が1つ、4万人規模の自治体が3つ、3万人規模の自治体が5つ、2万人規模の自治体が1つです。実際に一番多いのが1万人規模の自治体で8つです。つまり3万人、1万人ぐらいの規模の自治体が多いです。あと、5千人以下の規模の自治体も4つございます。

岡山県児童相談所の通告の経路といたしましては、これは全国的にどこも同じかもしれませんが、警察からがもう圧倒的な数となります。全体の約4割近くを警察からが占めていて、市町村からのものがその次を占めていて、全体の14%ぐらいです。それから近隣、知人からが12%となっています。ただし、相談対応件数を見ますと、どうしても近隣、知人からの通告は虐待と明確に認定できるものが少ないので割合としては下がっております。そういったような背景があります。

あと、岡山県はもともと気候が温暖でして、南部は穏やかな瀬戸内海が広がり、北部は昔から街道筋でもあって、災害も少なく、晴れている日が多いということで、昔から豊かな土地です。そこに住んでいる県民ですので、そのことが有史以来、様々な慈善・救済活動、社会事業のベースになっているということはお含みおきいただければと思います。

それでは、資料4追加資料「岡山県版「アセスメントツール」の開発と活用～当事者・市町村・地域等との子どもを中心においた要支援モデルの共有に向けた試み～」の説明を進めていきます。資料の2ページですが、方そもそもこのアセスメントというものを考え出すきっかけというのは、19年に県内で大きい事故が発生したことです。実はこの1月をもってちょうど事故から10年目を迎えます。私はそのときに県庁で虐待防止対策事業担当者でした。

岡山県の児童相談所は、開所以降、一貫して福祉専門職で採用を続けてきております。この事故に直面したときに、当時、時代背景もいろいろありまして、第一次安倍政権の時代でしたけれども、事故があったときはまだ児童相談所バッシングが相当激しい時代でした。

特に、本件の場合は、児童相談所が強制分離をしたきょうだいの御家庭で起こりました。再統合に向けたプログラムの最中に、きょうだいの一人が母親によって引き取られてしまい、再統合プログラムでその子どもとも定期的に会って、母親と面接をして、子どもを遊ばせながら、当時は裸にして体に傷がないかどうかを入念に見ていたというような案件でしたので、それだけに子どもが亡くなったことは物すごいショックでありました。そのことがきっかけになって、検証委員会が開かれました。当時は、検証委員会も法的な位置づけがなかった時代ですけれども、あまりにもマスコミ等、県民の方々の反響が大きく、第三者によって構成された検証委員会を初めて設置して検証を行った事例でもありました。

そのときに、かなり厳しい意見が委員の皆様からたくさん出されたわけです。ですから、

ここに書いてありますとおり、資料は読んでいただけたら分かるような形になってはいますが、まずは子どもにとってよい結果をもたらされなければ、どのような支援であっても良い支援だと言えない。最終的に子どもが幸せなのかどうかは何よりも重要ということもかなり強くおっしゃられました。

それから、児童相談所の支援者が対応困難な、このお母さんは精神的な障害をお持ちの方でして、しかも児童相談所が強制的に子どもを分離したことによって、かなり情緒的に不安定になっておられたので、再統合プログラムを進めていく中でも、それが一向に進まない状態で何時間も過ごすということを継続してやっていました。

しかも、子どもはそのときに、今となればお恥ずかしい話ですけども、女の子の格好をするのが好きだということで女装して来所するとか、お母さんが我々の目の前でなじるとか、そういったことに私たちは目を向けていなくて、むしろ「あざがないか」「怪我がないか」ということばかりに着眼していました。それが当時の状況でした。

ですから検証委員会で、そういった対応困難なお母さんに翻弄されて、そのもとで日々成長している子どものニーズの変化を必ずしも十分把握できていなかったのではないかと、心に刺さる評価をされたときは、児童相談所の職員はみんなプライドが相当傷つきましたけれども同時に、本当にそのとおりだと衝撃を受けました。

そしてネグレクトの影響についてです。体罰がなければよいのか、そういったことがなければよいということではないし、ネグレクトといった目に見えない、昨今、心理的虐待というものがクローズアップされていますけれども、そのような目に見えない被害というのをどのようにして把握していくのかということと、それをきちんと子どもへの影響を十分に考慮して、ニーズを的確に把握して支援を組み立てなければいけない。そういったあたりの指摘がございました。

その後、ワーキンググループが設置されました。これは本庁主導で設置されたものです。これは当時マスコミ公開で、こういった形で事故後の対応についても3年間責任を持ってやる。そういった形で報告をオープンにしたというわけです。その中で、私もワーキンググループに加わりました。

そこで取り組んだことは書いてあるとおりです。もっとも大事なことはメンバー構成でして、実は県庁のスタッフ、特に優秀な事務方のスタッフ、私たちは現場の人間ですので、事務方のサポートは欠かせません。そして検証していただいた委員の先生にもずっとその後おつきあいをいただきました。さまざまなそういった方たちに入ってもらいながらずっと検討を続けたことです。

ワーキングで、まず取り組んだのは、近隣の自治体の取組を学ぶとか、安易な取り締まり傾向に走るのではなく、基本的にはそもそも何がいけなかったのかということを中心に考えるということです。その結果、我々が行き着いたのは、まず英国の児童保護について改めて勉強してみようということでした。今では、それほど違和感はありませんが、当時は「エエッ!？」というふうな、正直言ってそんな感じでした。

次に取り組んだのが、個別ケースを使って包括的なアセスメントトレーニングというのを絞られたメンバーで何度か繰り返してやっていました。そうすると、ここに書いてあるようなものがだんだん分かってきて、『「子どもが心配」チェックシート』の誕生ということにつながってまいります。

同時に、それまで重症度モデルを使っておりましたけれども、要支援モデルを導入しました。それは後の資料でまた出てくるところです。そういった子ども中心の支援を展開していくということを大切にしました。

あわせて、この領域で一番遅れて遅れている利用者主体、当事者主体の推進を大切にしました。この利用者や当事者の参画は、親の参画ではありません。最終的に私たちが目指しているのは、子どもの参画です。子どもに支援の輪の中にきちっと入って、意見を述べてもらう。そして、本当に幸せだったかどうか、福利がもたらされたかどうかということ子ども自身の口で語ってもらいたい。きちっと意見を聞いていきたい。そこが目指すところですけども、まだまだそれには相当道のりが遠いです。そういうことを今考えています。

さらにもう一つ大切にされたのが、しつこくやることです。これはワーキングに参加してくださった検証委員会の先生から、あまりにも行政は無責任過ぎると。いろいろなものをたくさん乱発して、責任を持たずに、フォローをしないので、作ったものはずっとやりなさいということをしごく言われまして、『「子どもが心配」チェックシート』を開発した後もそれを一貫してやって、研修会や事例研究で使ったらアンケート、フィードバック、修正、そして使ったらアンケート、フィードバック、修正というのをひたすら繰り返してやっていくということをずっとやってまいりました。

資料の3ページです。ワーキングにつきましては、ここに書いてあるとおりです。特に我々として一番衝撃だったのは、まずケース記録はすごくボリュームがある、幅にすると20センチぐらいあるような記録の中で、子どもに関する情報のページだけを抜き出したときに、親が語る子どもの情報ではない、子どもそのものに関する我々が事実として聞き取った情報が記録されたページを抜き出すと、それが極めて少ないということが指摘されました。児童相談所は誰を支援する機関なのでしょうか、誰を一番に考えて支援するのですかということを言われたときに、我々も二の句が継げなかったということがございます。

もちろん親御さんの支援も大事なことですけれども、確かに子ども自身の支援という視点はもっと大事なことです。これは今でも市町村と一緒に事例を考えていきながら、もっとも大事にしているところです。どうしても子どもの情報は、お母さんが語られるものとか周辺情報に限っておまして、子ども自身の事実情報はすごく少ない。あるのは、健診の場で見えた姿であるとか、保健師さんが熱心に家庭訪問してくださった中で見えた子どもの姿ぐらいしかなく、親の情報の方が圧倒的に多いという状況がございます。それをどうするのかは、とても重要な子ども中心の支援を実践するための鍵になります。

さらに当時、児童相談所職員の世代交代も進んでおりました。団塊世代の大量退職とい

うことも控えたりしてしまして、そういう中で職員の専門性をどう担保するかとか、さまざまな切実な問題に我々はぶつかっておりました。その中で、根本的なことをもう一回考え直すということでやってまいりました。そして、ぶれない視点の確立を目指して「子ども中心」という考え方を打ち出したわけです。

子ども中心という言葉そのものは、非常に誤解を招く面もあります。最初はチャイルドファーストということでもよかったかと思っておりましたが、この業界のさまざまな言葉というのは既にあちこちで登録されて、勝手に使えないような状態になっておりまして、言葉はかなり選らなければいけないですし、子ども中心というのも、これも様々な意味において極めて批判的な対象になりやすい言葉だと私自身は理解をしておりますけれども、あえてこれを旗印としました。子どもを中心とした支援ということ。これは利用者主体の視点でもあります。

そして、岡山孤児院を創設した石井十次も古くから、4つの資格としてすでに明治期には「児童中心主義」というものを掲げていたということもありますので、そこを踏まえて立てたものでもあります。

資料の4ページです。続きまして、ワーキンググループから導き出された対策の柱としたしましては、ここでこういった英国のアセスメントのフレームワークというものをまず採用していこうということでもあります。子どもの最善の利益の確保のためには、3つの側面、つまり3つのフェーズの相互作用から子どもの暮らし全体の状態を捉えていこうということでもあります。

実際に児童相談所のケース記録を見てみると、親の養育力とか、家族と環境要因、そしてそういった子どものニーズに関する情報というのがすでにあります。児童相談所はもともとが戦後以降、「診断」主義の影響を受けた専門的判断に基づいて業務を行っています。その形態を維持している限りは、診断を通じて専門的判断をくだしていくために、そういった部分的な情報はあるのです。しかしながら、相互作用、それぞれの側面の情報がどのような形で相互に作用し合って子どものニーズを満たしているのかという視点は、かならずしも十分だとは言えません。そのような中で最善の利益をどう確保していくかということで、このモデルを使っていこうと考えたわけでもあります。ですので、この資料に掲げたとおりです。そのためにも、基本的にはストレンクスとリスクというものの両面をその中できちっと整理して把握していくことを目指すことにしました。

資料の5ページです。ワーキンググループから導き出された対策の2つめの柱は、本日のタイトルにもしましたが、多機関による一貫した重層的な支援を展開していくことです。ある程度のラインになると、どうしても高度な守秘義務の問題、さまざまな問題があって、本当に子どもや家族にとって身近に必要な支援に携わる人たちが排除されていないかということです。みんな子どものことや家族のことを知りたいし、支援の輪の中に入りたいたいのだけでも、そこに入れていないという現状があります。本来、要保護児童対策地域協議会はそういった方たちを支援の輪の中に巻き込んでいく仕組みではなかったの

しょうか。そういった要保護児童対策地域協議会のそもそもの趣旨を考えますと、例えば子どもが仮に施設を利用せざるを得なくなったとしても、そこまですっとその人たちがつながっていけるような一貫性、重層性というものの実現を目指したいということで取り組んでまいりました。

さらに言いますと、鍵は当事者参画ですね。どうしても子どもや親といった当事者の方が入ってもらわないと、その仕組みは機能しません。

それからアセスメントの視点を切り替えることが必要です。それを考えていく上では、まず、全ての子どもたちを対象とするという視点でなければ、広がっていきません。資料6ページの下にある『「子どもが心配」チェックシート』の開発を見てください。これは最初の普及の段階でかなり苦労しました。「何故うちの家庭だけがこういうものを使って面会されなければいけないのか」「どういう意図でこれをするのか」という意見が多く聞かれました。それは親だけではありません。支援をしている市町村の方からも、「すでに親との関係性がある中で、何でこんなスケールを持ち込んで親の養育力を測定するのか」という、かなり強い御批判をいただきました。

しかし、一方では、親に隠して裏ではリスクチェックをいっぱいつけているという実態もあります。アセスメントが効果をもたらすためには、まずは親との関係を構築したうえで、それを親にオープンにしてやりとりをしながら現状を目で見確認することが必要です。アセスメントというのは、当事者とのやりとりというのが非常に大事です。そのプロセス、過程ですね。そういったことも含めて使っていきます。

そして、特に『「子どもが心配」チェックシート』は、後でも説明しますがけれども、現在県内の市町村では、どちらかといえば個別にすぐ使っていくという形の使用方をされているところは、かなりなれた方はそうされていますけれども、割と親に対して子どもの育ちに必要なニーズを知ってもらおうといった教育的な意図で、いろいろな研修の場などでこれを使いながら親同士や保育士など市町村の職員が話し合うといった使用方法が多いようです。そのために、全員の親に予め配付して、研修の場を通じて関係性をほぐしてからそれを個別に使って支援に入っていく、子育てをサポートしていくという形をとっている市町村が多いです。

資料5ページに戻ります。陥りやすい状況としては、衣食住を含めた育ちがその質は問わず、とりあえず満たされているのかという視点、要するに最低限のことだけ満たされていけば「親は頑張っている」「変化が見られる」という判断をもうやめないかという話です。そのことを考えるために、ワーキングでは、我が子を一時保護施設に入れられるかということをお問われました。自分の子どもを施設に入れても良いですか、一時保護所に入れても良いですか、わが子と他人の子は違うのですかということをおすごく問われて、最低限をもう一度改めて考えようということになりました。これはまだ始まりですけれども、今後もそれは問い続けていくことを考えています。

「子どもが心配」要支援モデルを見てください。これは分かりやすく言うとメーターで

す。私たちは町工場でロケットを製作しているので、すべて自分たちが現場で手づくりの取組をやっていますので、あまりポンチ絵がきれいにできていませんけれども、メーターとを考えてください。要支援レベルが増えるごとに、たくさんの人に関わってもらいたいという意味で、こういったモデルにしております。

子ども中心の理念を一生懸命説いたところで、誰も聞く耳を持ってくれません。これは随分やりましたけれども、難しい。ですから、いろいろなツールを活用したやりとりを通して、そしてその結果の話し合いを通して理念を理解してもらいたいということで、研修などいろいろな機会があれば出向いて行って活動を続けています。

資料の6ページです。ワーキンググループから導き出された対策の3つめの柱は、子どもと親の参画です。特に在宅支援中心のネグレクトというのは、子どもや親に身近な人が参画しないと、どうしても行政だけということは難しい。そのため、今そういった取組も少しずつさまざまなアプローチを用いて始まってはいますけれども、基本となるアセスメントに基づく計画というか、アセスメントはもう一方で変化を見ていくために非常に大事な要素になりますので、そういった意味でこういった『「子どもが心配」チェックシート』を開発しております。

『「子どもが心配」チェックシート』につきましては、今の活用の実情ですが、時々県外の方たちでも「使っていますよ」と言ってくれる方もおられるのですが、「ください」というときは差し上げるのですけれども、その後の感想を教えてください、ほとんどありません。ですが「使っているよ」とレスポンスを何かのついでにくださる方は結構おられて、県内外のかなりの範囲で使っていることは分かっています。

県内ですけれども、先程も説明したように虐待防止を目的とした子育て研修会で最初に使う。これを使って子育てについて考えようということで、それぞれ話し合っ「場を開く」という意図で使いながら、そこからまず「子育てに困ったら、まず相談をしてください。」というメッセージを伝えていく。パンフレットも今日の資料につけておりますけれども、岡山県の場合、まず親が自ら相談してほしい、子育てに困っていたら助けてほしいというふうに言ってほしいというメッセージを伝えることをすごく念頭に置いて作成しています。

あと、『「子どもが心配」チェックシート』を乳幼児健診において使っている自治体もあります。そういった機会に使って、経年で子ども一人一人のニーズの変化をずっと測定しています。保健師さんたちが中心に活用してくださっているところもございます。もちろん虐待相談のアセスメントとして活用しているということは、児童相談所の場合もありますし、また、家庭復帰に向けた親子プログラムの一環として使っている場合もあります。さらに子どもの意見を聞くためのツールとしても、年齢の大きい子でしたら使うこともございます。

資料の7ページです。実は19年度以降、この9年間にわたってさまざまなアセスメントの開発とかガイドライン、パンフレットの作成、専門性向上の研修、市町村機能強化事業

をやっけてまいりましたが、全て子ども中心の考え方とワーキンググループから導き出された3つの柱をずっと練り込んでいます。たとえそれが性的虐待であったとしても同じであります。ですから、そういったものを一定程度きちっと組み込みながら、もちろんしかるべき対応、毅然とした対応をすべきときはしています。

実は19年の事故のときに岡山県の児童相談所では、こういった取組を検討する一方で、たくさん子どもたちを次々と職権で保護し、いわゆる強制分離、法28条申し立てをやる全国でも有数の県の一つでした。あれから10年が経ち、私は今再び児童相談所に帰っていますがけれども、強制分離された多くの子どもたちに良い結果がもたらされていません。だからこそ、そのことを私たちはもう一度考えなければいけない。そのためには何がいけなかったのかということ丁寧に振り返らなければいけませんけれども、忙しさにかまけてそれをなおざりにしていることを反省しています。

資料の8ページです。続きまして、アセスメントについてです。専門職の私たちは、今日お手元にお配りしました『子どもの育ちのニーズシート』というもの、それから、今日はお示ししていませんけれども、『子どものあゆみ』というチャイルドクロノロジー、子どもの年表というものを使って、子どもの情報を子どもに起きた出来事を中心に整理をするアセスメントのアプローチをとって、市町村の方たちと一緒にケースを考える事業をやっております。

アセスメントは、ここに書いてありますように、実は段階がある。これはこのたび性的虐待を受けた子どもの非加害保護者支援を検討する厚生労働科学研究に参加させていただきまして、そのアセスメントのところで、紹介されていた英国のモデルを参考にさせていただきました。このモデルは、他の文献でもこれは既によく出てくるもので、包括的な協働調査のアセスメントの段階的アプローチというものです。児童相談所の会議のあり方など業務の構造はこれに沿って解釈ができます。例えば、受理会議というのは、そもそもアセスメントの計画から仮説を立てる段階ですよ。それから仮説に沿って情報収集を行いますよ。その後、情報を点検し、だんだん仮説を絞り込んでいくときに、アセスメントツールを使ったりしていきながら、仮説の精度を上げていって絞り込みを行い、援助方針を立てていく。そして、援助方針会議でそれを決めていって、その後実践して、レビューしていくという流れになります。

しかし、その前にやはり大事なものは危機管理であります。ややもすれば、こういった形のアプローチをとると危機管理がずさんになるのではないかという声があります。しかしながら、現状はアセスメントで用いるリスクと危機管理というところがどうもきちっと明確に分かれていないような危惧を私は持っております。

ですので、まず危機管理というクライシスマネジメントとリスクというものはもう一度整理をした方がよからうということで、岡山県としては危機管理対応は危機管理対応としてアセスメントから除外しています。ですから、危機管理対応は危機管理対応として、それをずっと裏面では走らせながら、リスクとニーズの両面を見ながらアセスメントをして

いくという形をとっています。そうしないと、ニーズに対するリスクというものが生きてこない。変な言い方ですけども、リスクという言葉はどう定義するかがニーズアセスメントにおいては重要になると考えています。今日の議論でも言葉の定義の話題がたくさん出ていますが、言葉の定義についてはさまざまございますので、言葉をどう使っていくかという問題があると思います。

結論として、アセスメントは、当事者にとって、本当に子どもにとって意味があるものでなければ意味をなさないだろうと考えています。

資料の9ページから10ページです。ここは危機管理対応です。岡山県では、実は先般、7月1日付で要支援レベル2とレベル1・非該当という形での違いの考え方を示しています。岡山県では要支援レベル2以上を虐待としています。これはあくまでも、10ページ目の下に書いてありますが、身体的虐待とか性的虐待については危機管理対応が一定レベルに達しておりますので、また、最近は警察の積極的な関与がございますので、発見から通告までがかなり早くなっています。早い段階で通告が上がってくる。それにともない、情報が少なく判然としないものも増えています。そして、心理虐待のような影響が見えにくい虐待の増加等によって危機管理対応が遅れない遅れようにして、この通知を県と児童相談所が共同で発出し、市町村への説明会も行っています。

資料10ページの要支援レベルを評価するための目安の確認事項につきましては、実は児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の報告の中のものでありますとか、あとは実際の事例を通じた経験から挙げています。そのため、きちっとしたエビデンスがあるかと言われたら、手で件数を数えたようなエビデンスですけども、そういったようなものを目安としています。

資料の11ページです。支援者のアセスメント力向上及び協働に向けて現状どういうふうにしてやっているかというのは、アセスメント活用の手引き作成ワーキングというのを今やっていますし、子育て家庭サポート強化事業とあって、4年事業で市町村に手挙げしてもらって、県内3カ所の児童相談所管内ごとに選ばれた市町村へ児童相談所と弁護士、精神科医が組んでサポートチームを編成し、1年間を通じて派遣を行う事業を実施しています。事業では、困難事例を挙げていただき、それを事例検討するのではなくて、一度アセスメントツールを活用して再検討をした後に、体制の課題、例えば情報の共有の仕方がありますとか、DVの通告体制構築などに結び付けていきます。そういうことまでいくためには、新たなアセスメントツールを活用して、ある程度事例をリファインした上で、それをもとに体制強化につながる課題を見つけていくことを目的を達成していくという事業です。そういった事業を通じて、市町村とはこのアセスメントを一緒に使いながら今やっているという状況です。

資料12ページです。これは改訂「子どもが心配」要支援モデルで、これは『「子どもが心配」チェックシート』のパフレット版については、子育て支援のところから使い始めていて、『子どもの育ちのニーズシート』は要支援レベル1から使い始めるということに

なっています。

以上です。

○松本座長 私の進行の下手際で、かなり残された時間がありません。五、六分というぐらいです。せっかくおいでいただいたので、このワーキングの立場として御質問を。

今ここで、最初の共通アセスメントシートを作ろうということになっています。そのときに、最初の初期対応のところはメインの議論ですね。おいでいただいたのは、そこも含めて、逆に支援ベースのアセスメントシートを県と市町村で共有されている、その試みをしているというところだということですね。そういうお立場から見て、その中身についてはここにあるとおりなので、また後で我々も勉強するというところですけども、支援ベースで全ての子どもを対象にしたチェックシートを共有していくという試みをされている、その考え方も分かりました。そういうお立場から見て、初期アセスメントシートの共有化というところは、どういう形だと上手くいくか。そこの初期のところだけ先走りすると、支援ベースのところは後ろに回るということになるかもしれないので、そこについての率直なお考えなり、御苦勞なり、特に児童相談所と市町村が共有していくという場合、そこはどうお考えですか。

○岡山県 やはりまずきちっと考え方を共有することだと思います。そこをどうしていくか。それから、どういう状況で、やりとりも含めて、どういうシチュエーションでどういう情報を聞いていくのかということ、これも聞き方も含めて、岡山県では面接技術のトレーニング研修も市町村の方たちと一緒に基本的な、これは高度な面接技術はありません、普通に話を聞くというのはどういうことかということも含めてやっていく。そういうこともトータルでしていく必要があると思います。

それだけをとって何かをパッと選別するような、ある情報をもってパッとやるのであれば、相当客観的根拠が要るし、それなりのエビデンスがなければ、そういったものを作るというのは難しいだろうと思います。大事なことは、そういった考え方、そういったものの利用方法、そしてまず一緒にやってみるということを本当に丁寧にやるということが大事だと思います。

○松本座長 なるほど。分かりました。それはかなり初期の段階で、市町村の方の受けとめ方はどれぐらいで変わりましたか。期間としては。

○岡山県 先ほど言ったように、この取組は9年を迎えていますけれども、まだまだいろいろな考え方の人とか、いろいろな思いの人もたくさんいます。ですけれども、むしろ児童相談所とか、例えばある程度専門性がある人たちの方が難しいかもしれません。市町村の方たちの方が熱心で、一生懸命聞いてくださって、一緒に考えてくださるという姿勢は高いと私は思っています。

ただし、市町村は担当者が定着しないので、一生懸命分かってくださったら2年ぐらいでまたいなくなってしまうということとか、それから、内部で保健師さんと福祉部門の担当者とか責任問題のやりとりの部分で、どちらが主体的に関わっていくのかということ

で入りづらい駆け引きがある中の微妙な空気感があり、そこでもめてしまうと福祉部門の担当者は児童相談所へ援軍を頼みますし、保健師さんの方は県の保健所に頼んで、結局児童相談所と県の保健所が代理戦争をするような形の構図もちらほら見え隠れするという状況がありますので、そこは課題かと思います。

○松本座長 せっかくですので、1、2に限って御質問を受けたいと思います。議論をしている時間が確保できませんでしたので、大変貴重な試みを共有できたということは良いのですけれども、何かありましたら。

○鈴木構成員 さっき言ったみたいに、岡山県の関係機関でどこまでこれが広がっている、児童相談所と市の子ども部門ではこれを使っていて、あと保健とか教育とか障害とか、いろいろな部門があると思うのですけれども、どこが使っていて、どこが使っていないとか、またどう広がっていきこうとしているのか、ちょっと簡単に教えていただけますか。

○岡山県 『「子どもが心配」チェックシート』につきましては、もう確認できないほど広がっています。ただし、それを例えば民間企業でも使っているとか、国際交流センターで逆に外国の方にこれは分かりやすいからという形で使われているとか、いろいろお声は聞かせていただいたりしますけれども、うちから「これを使いなさい」とか、「これがないとだめです」ということはしていません。例えば送致してくるときには必ずつけてこいとか、そんなことも全く言っていません。保健とか教育とか障害とかの部門まで実際にどこまでどういうふうにして広がっているかは十分把握できていません。

○鈴木構成員 一緒にこれを見ながらやるというのがどれぐらいかということですか。

○岡山県 一緒にこれをみながらやるのは、先ほど言った、もう一個の『子どもの育ちのニーズシート』に軸足を移しています。支援がたくさん要るような大変なお子さんについて、どうしても市町村の方は困っておられるので、それについては今、先ほど言ったように子育て家庭サポート強化事業を通じて行っています。県内では3児相ありますので、3市町が1年目、2年目は次だから、全体で4年で12カ所とそれを共有し合うような予定になっています。今のところ一緒に取り組んだのは6カ所です。

○松本座長 そうすると、モデル市町村を指定して広めていくような方式をとられているということですか。

○岡山県 そうです。

○松本座長 他はいかがですか。

初期の考え方とおっしゃいましたけれども、初期のアセスメントシートの考え方と、支援ベースの考え方というのは基本は同じだと思いますけれども、特に初期のところ留意すべき点は何ですか。支援ベースに移っていくということを念頭に置いたとき。

○岡山県 それは、そもそもの初期のアセスメントの次のコアのアセスメントというか、さらに丁寧に広く支援していくというところがまず基本であって、実は初期のアセスメントの方が難しいですから、コアのアセスメントを理解しなければ初期のアセスメントには

行けないです。もちろんそもそも初期のアセスメントというのは、コアを理解した上でイニシャル（初期）ができるという逆の発想がベースですから、コアのところをしっかりとやっていただくと、逆にイニシャルのところでは心配だとか支援のポイントということのキャッチがより早くできると思います。その前の危機管理はまた別物です。危機管理は今でも、即日必要なものは即やるということですから。

○松本座長 別物というのは、初期のアセスメントは、危機管理というのは別の原理で動くのですか。

○岡山県 そうです。そこはまずきちっとやらないといけませんので、そこはもちろん今までのところは児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の報告からたくさんのポイントが示されていますけれども、あのポイントも点の情報でしかありませんから、点を面にしていくためには、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんの家庭で、同じポイントがあったからといって、全部の子どもに危機状況が発生するわけではないということを踏まえて考えなければいけないので、そこも今一緒に市町村の方と研修会を通して共有をしています。例えば親の育ちをきちっと理解するでありますとか、そういったことも含めてですけれども、一義的な危機管理の判別をした後、さらにもう一回、二重に危機管理をする場合であれば、本当はそこまでやらなければいけません。

○松本座長 考え方として、支援ベースのアセスメントの考え方があって、それとの関係で初期の話があって、それと初期のアセスメントの共有化と危機管理というのをちょっと分けて、危機管理は危機管理でまず考えると。

○岡山県 そうです。当然のことながら、初期のアセスメントから危機管理へ戻るほどだんだん難しくなります。だから、危機管理やアセスメントは労力の問題ではありません。

○松本座長 分かりました。

他にいかがですか。

本当はここから先、議論しなければいけないですし、構成員の方からもいろいろ御意見が出ているところでも、資料としても出ているところがあります。時間の関係で、この後の会場の都合がありますので、シートの方はシートの方として厚労省の方で作成になって、またこのワーキングのメンバーの方には投げられる格好なのですか。これは時間的にはどういう形で動きますか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 両方のワーキングのメンバーに御意見をいただいて、今日のヒアリングも受けて、我々としても前回出させていただいたアセスメントツールに関して工夫をしていきたいと思っています。ある程度初期アセスメントのところ、今日のお話にありましたけれども、そこと支援ベースのところを分けて、当面はやらなければいけない初期アセスメントの方を手がけていきたいと思っております、できれば1月の部局長会議の中で案ということでお示しさせていただいて、その後、またいろいろ意見をいただいて、年度内もしくは4月早々には正式な通知としてお出ししたいと思っておりますので、またそのときに出す前にでも、メールか何かの確認になると思うのですけれども、そ

ういったものの内容の御確認はさせていただきたいと思っております。

○松本座長 これは私の考えですけれども、1月のところで、運営指針はかなり議論して出すということですが、アセスメントのところは、その後の市町村が援助方針を出すところを時間的には念頭に置いて出していくというのでないと、議論の途中で出したものの影響は結構大きいと思いますので、そこはもう少し慎重に議論して、むしろ市町村の援助指針の改定の中にアセスメントシートが入っていくという進め方が良いのではないかと強く思っておりますので、そこは時間的な進め方ということで御検討いただければと。これは座長としての意見であります。

そろそろ時間がリミットになってまいりました。

それで、3つ目のところですが、いわゆる援助指針の改定についてのガイドラインは今日議論することができませんでした。ただ、実質的にはその内容に入るような形でのプレゼンだったかと思えますし、今日の支援拠点のところも実質的にはそこに踏み込んでいるような議論がありましたので、次回のワーキングにそこは引き継いでいきたいと思っております。

1月から2月にかけて援助指針の改定ということも含むと、かなり何度か集まっていたくというような時間を持つ、あるいはコアメンバー会議も重ねて持つというスケジュールになっていく可能性がありますので、大変御無理をおかけすることになるかもしれませんが、そこはよろしく願いいたします。

それでは、今日のところはこれで終了したいと思います。事務局にお返しします。

○事務局 長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の日程につきましては、1月下旬にコアメンバーによる非公式の会合を行う予定であり、その後、第6回ワーキンググループは2月上旬に開催する予定としておりますので、日程が決まり次第、速やかに構成員の皆様に御連絡させていただきます。

以上でございます。

○松本座長 それでは、終了いたします。